

第3期

# 西海市子ども・子育て 支援事業計画

令和7年3月  
西海市

# **第3期西海市 子ども・子育て支援事業計画**

**令和7年3月**

**西海市**



## はじめに

国においては、こども家庭庁が令和5年4月に発足し、子どもの健やかで幸せに成長できる社会を実現する「こどもまんなか社会の実現」が掲げられ、同時に「こども基本法」が施行されました。

「こども基本法」では、「すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現すること」を目的とし、子どもの居場所づくりやいじめ対策など切れ目なく行われることの健やかな成長のためのサポートや子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートなど、子どもや若者に関する取組を進めていくことが定められています。

本市においても、若者世代の市外への流出や出生率の低下など、少子化傾向が著しく、地域全体で安心して子育てをするための環境整備が喫緊の課題となっておりますが、これまでも、乳幼児期の子どもへの支援にあっては、市独自の基準による保育料無償化や小学校から高校生相当年齢の子ども医療費助成現物給付の対象地域拡大など、折々の時代の変化にも対応しながら次世代を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長を願い、子育て期における切れ目のない支援を展開してまいりました。

このたび、「第2期西海市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和7年3月をもって満了することから、これまでの計画期間の振り返りや今後の子育て支援施策の方向性、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか社会の実現」に向けた取組など、充実した子育て支援の実現に向けた「第3期西海市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

これまでの支援を継続・強化するとともに、本計画に基づき、今後もより良い子育て支援施策の実現に向けた取組を行ってまいります。

末筆となりましたが、計画の策定に当たり、市民アンケートへのご協力や様々な機会に貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆さん、専門的な知見を生かし、多様な視点からご意見を賜りました「西海市次世代育成支援対策地域協議会」の委員の皆さんをはじめ、本計画の策定に携わられた関係諸氏のご尽力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げ、「第3期西海市子ども・子育て支援事業計画」策定に当たってのあいさつといたします。

令和7年3月

西海市長 杉澤 泰彦



## 目 次

<b>第1章 計画の策定に当たって</b>	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 法的な位置づけ	2
4 関連計画との位置づけ	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	4
<b>第2章 こどもと子育てを取り巻く環境</b>	5
1 人口に関する状況	5
2 教育・保育等のサービスの利用	12
3 児童福祉の状況	13
4 ニーズ調査の結果概要	14
5 「第2期西海市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	16
<b>第3章 計画の将来像</b>	19
1 計画の目指す姿	19
2 計画の全体目標	20
3 教育・保育提供区域の設定	22
<b>第4章 計画に基づく事業の展開</b>	26
1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり	26
2 安心してこどもを生み育てられる環境づくり	40
3 すべてのこどもの育ちを保障するまちづくり	58
<b>第5章 計画の推進体制</b>	74
1 市の責務	74
2 計画の推進に向けた役割	75
3 計画の推進に向けた3つの連携	77
<b>資料編</b>	78
1 西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例	78
2 西海市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	80
3 用語定義	81



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約\*（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

### ■こども基本法に定められた6つの基本理念


**こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。**

**1** すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

**2** すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

**3** 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

**4** すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

**5** 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

**6** 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

## 2 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国の子ども・子育て支援\*は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画\*は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

西海市（以下「本市」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期西海市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期西海市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改革や子ども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期西海市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

## 3 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

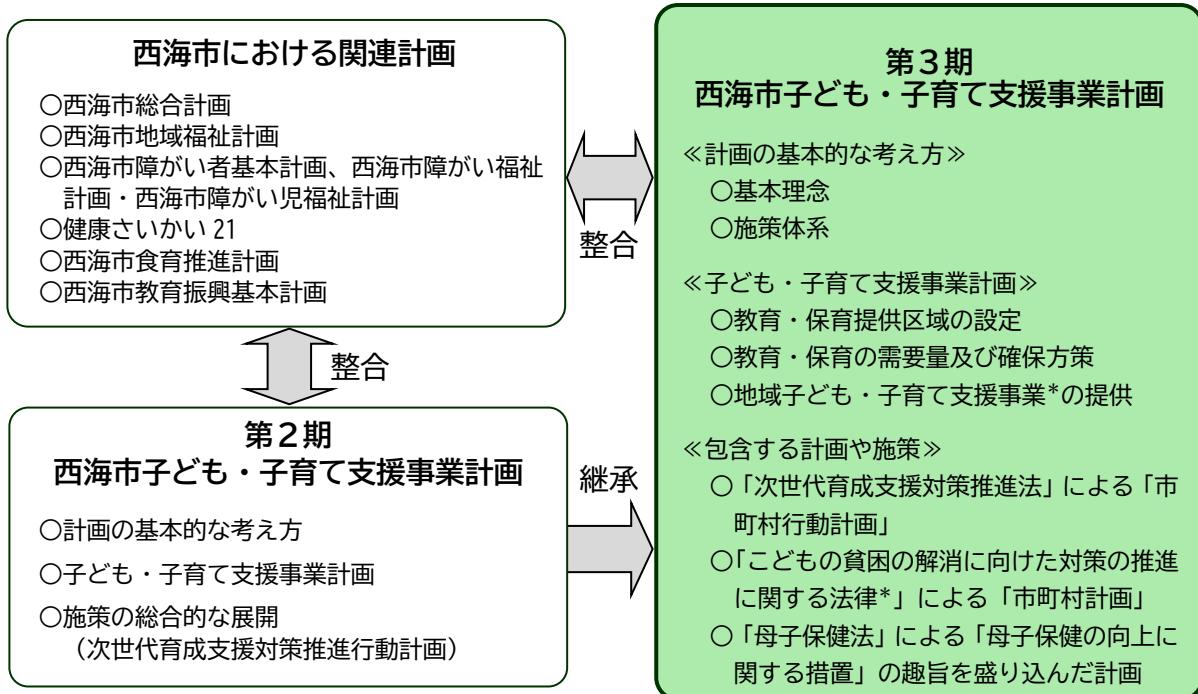
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村 計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	市町村行動計画 (努力義務)
性格 特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画</li><li>○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画</li><li>○「西海市総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画</li></ul>

→ 一体的に策定 →

第3期西海市子ども・子育て支援事業計画

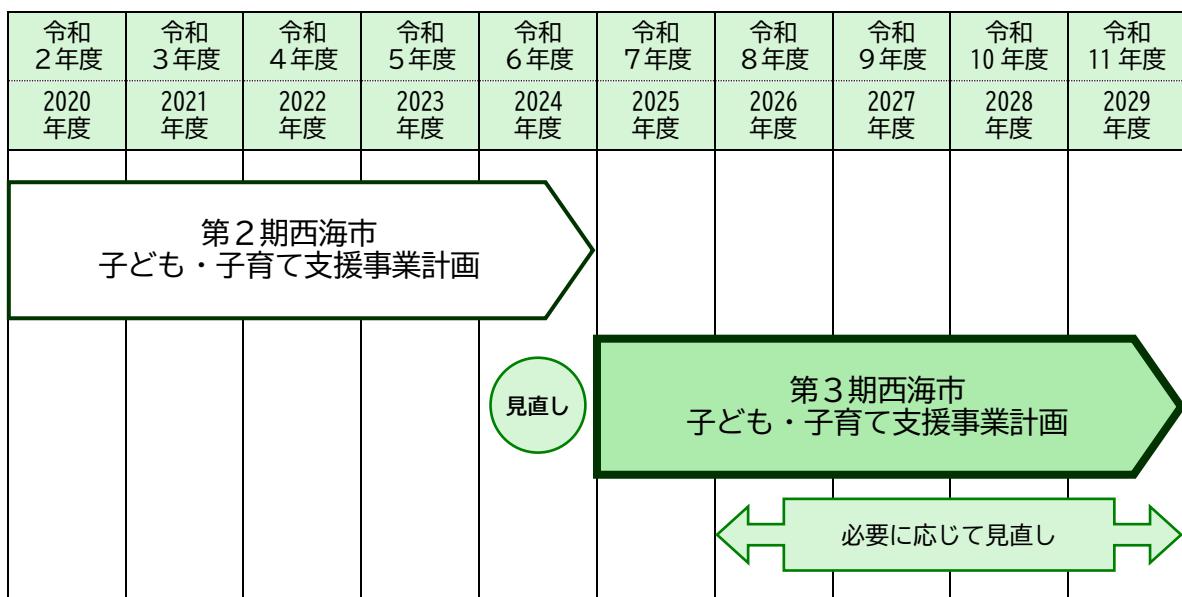
## 4 関連計画との位置づけ

本計画は、「西海市総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



## 5 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

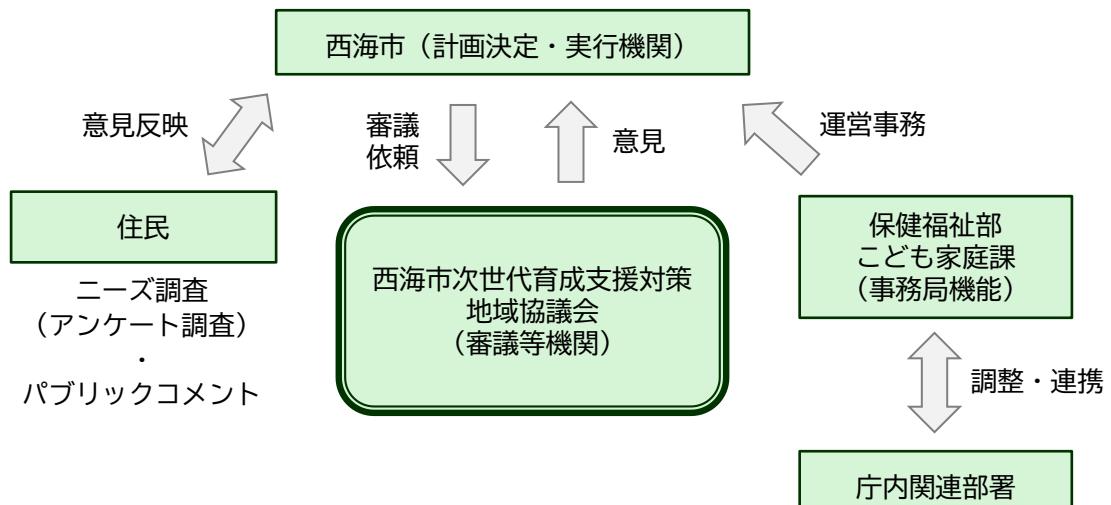


## 6 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づいて、「西海市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

#### ■策定体制のイメージ図



### (2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート調査）

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査を実施しました。

### (3) パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

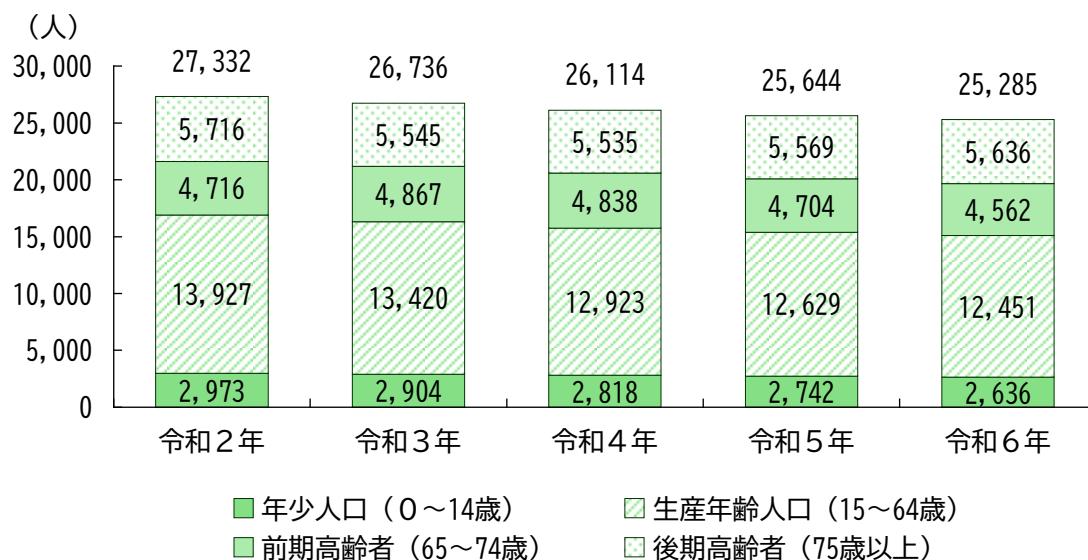
## 第2章 こどもと子育てを取り巻く環境

### 1 人口に関する状況

#### (1) 人口の推移

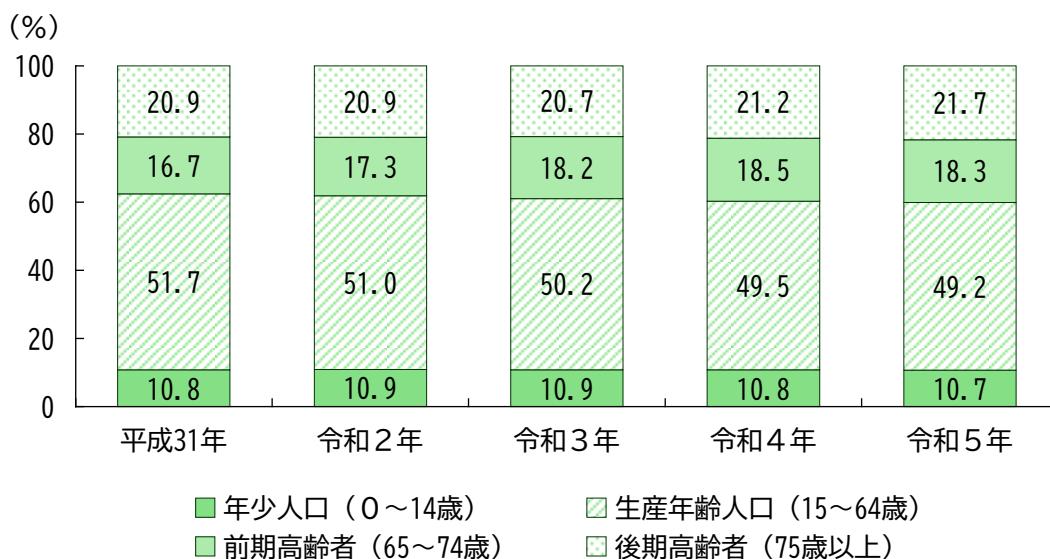
総人口及び年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は減少が続いている。令和6年は25,285人となっています。年齢3区分別では、年少人口及び生産年齢人口は減少が続いているが、構成割合も僅かずつですが低下傾向となっています。

#### ■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

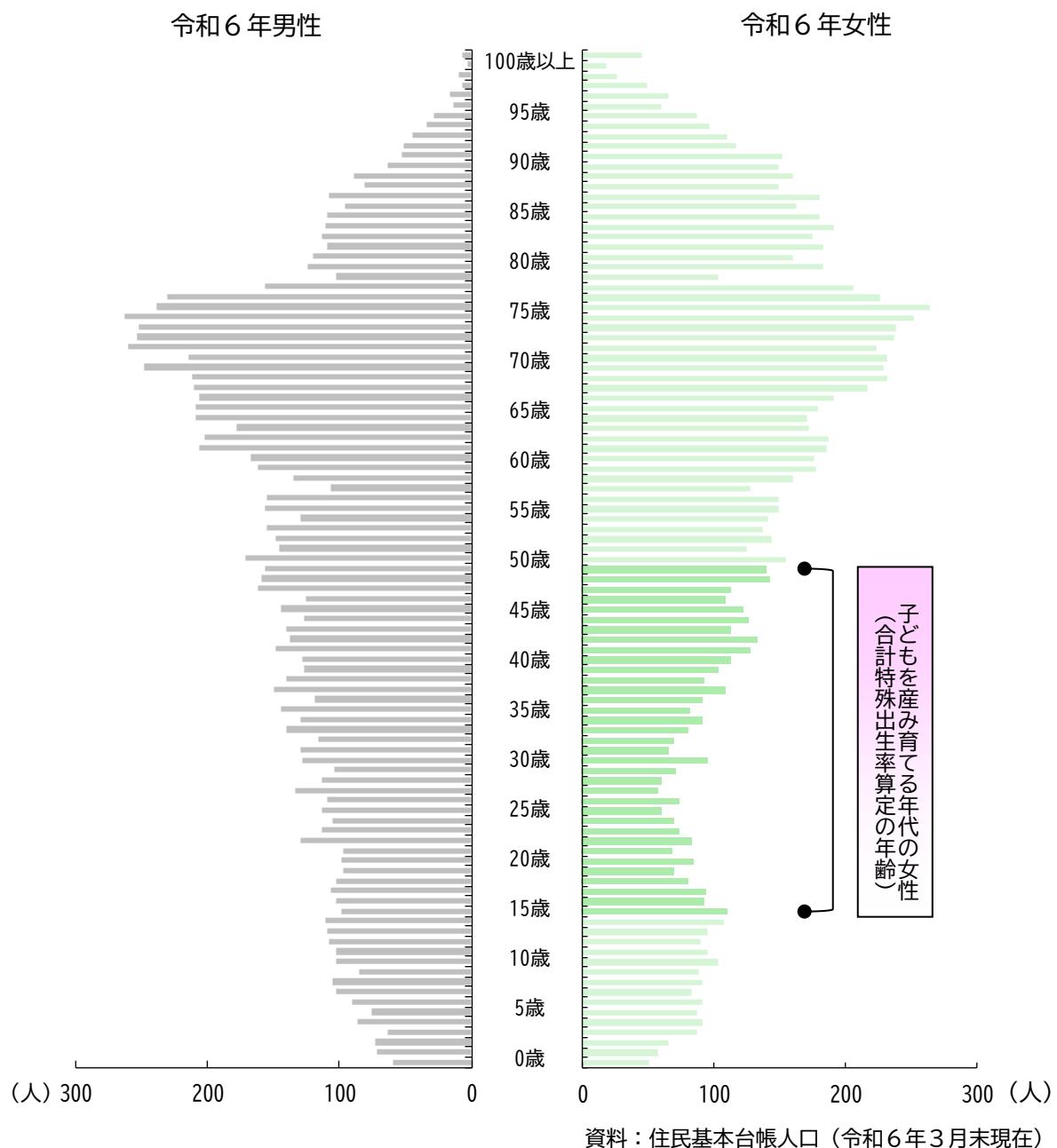
#### ■年齢3区分別人口の構成割合の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

令和6年の人口ピラミッドをみると、こどもを生み育てる年代といわれる15～49歳の女性の人口は、30歳前後までは年齢が上がるにしたがって人口は減少し、そこから40歳過ぎまでは増加していく傾向であり、30歳前後の人口は他の年齢と比べて少なくなっています。

■人口ピラミッド

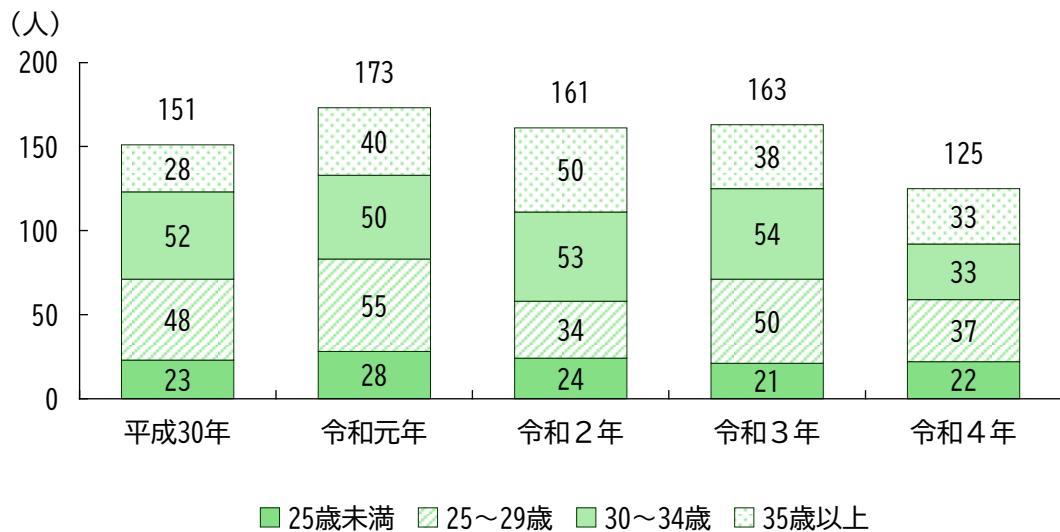


## (2) 出生の状況

母の年齢別出生数の推移をみると、出生数は年による増減はあるものの、おおむね減少傾向で推移しており、令和4年は125人となっています。母の年齢別に平成30年と令和4年を比較すると、35歳以上は増加していますが、ほかの年齢は減少しています。

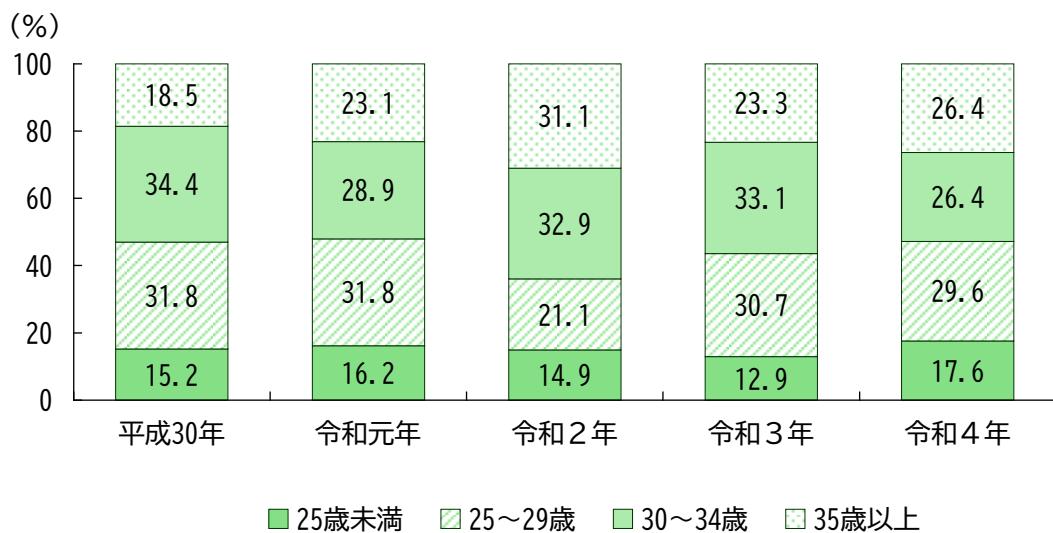
出生数の母の年齢別構成割合の推移をみると、平成30年と令和4年では、25～29歳及び30～34歳の割合は低下し、25歳未満及び35歳以上の割合が上昇しています。

### ■母の年齢別出生数の推移



資料：長崎県衛生統計年報

### ■出生数の母の年齢別構成割合の推移

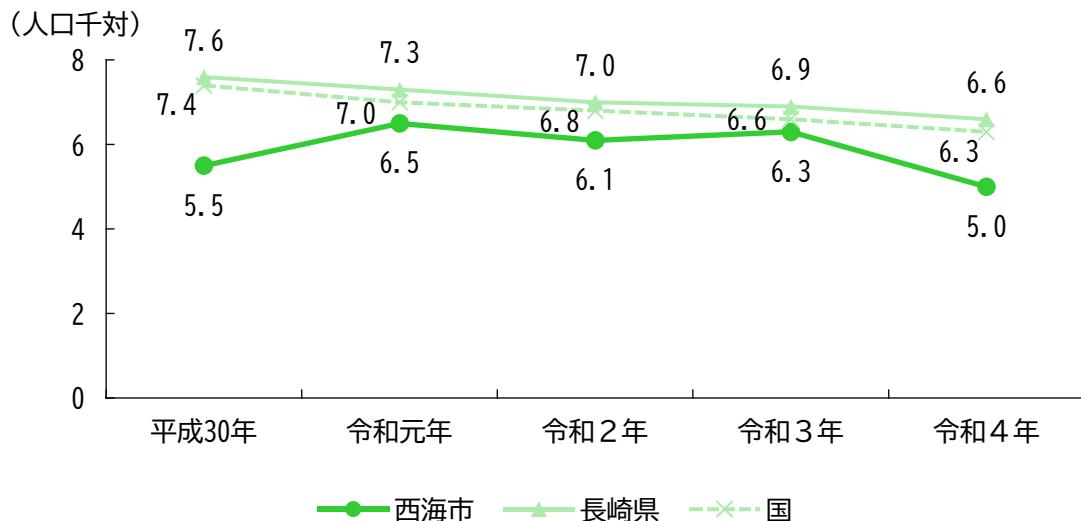


資料：長崎県衛生統計年報

出生率の推移をみると、人口千人当たりの出生率は、令和元年以降6.0を上回っていましたが、令和4年は5.0に低下しています。長崎県、国との比較では、いずれの年も下回って推移しています。

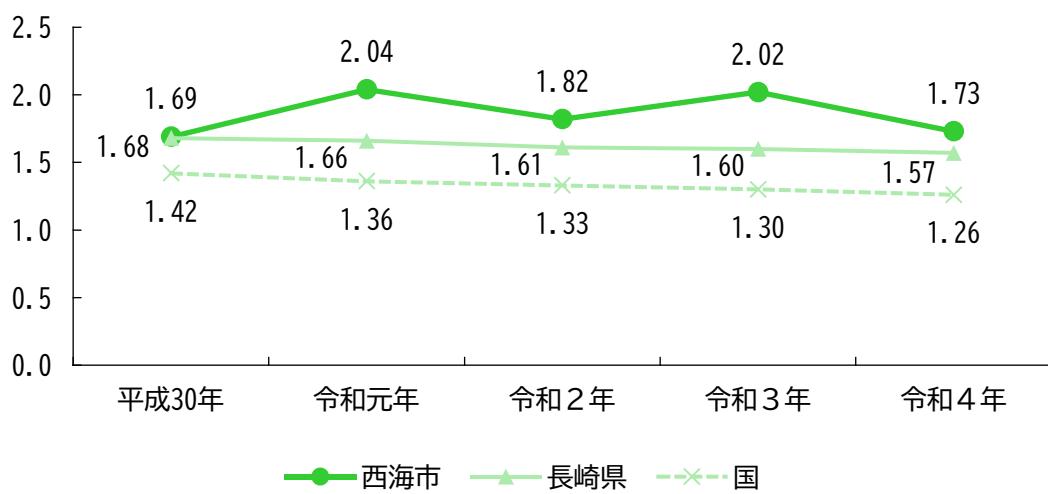
合計特殊出生率の推移をみると、年による変化はありますが、平成30年以降はいずれの年も長崎県、国を上回って推移しています。

#### ■出生率の推移



資料：長崎県衛生統計年報

#### ■合計特殊出生率の推移

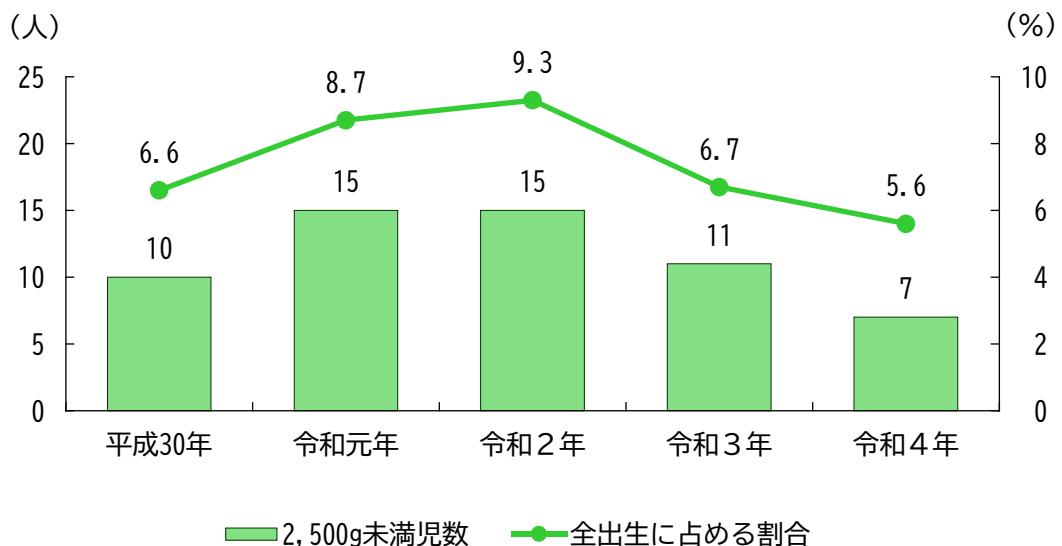


※合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

資料：長崎県衛生統計年報

低体重児（2,500g未満）の出生数と全出生に占める割合の推移をみると、2,500g未満児数は令和3年、令和4年と減少しており、全出生に占める割合はいずれの年も10%を下回っています。

■低体重児（2,500g未満）の出生数と全出生に占める割合の推移



※低体重児とは、出生体重が2,500g未満の赤ちゃんのことです。低体重児は体の機能も未熟なので合併症や感染症にかかりやすい特徴があります。妊婦の喫煙・飲酒や食生活（過激なダイエットによる栄養不足）など生活習慣の影響を受けることや、妊婦の歯周疾患の影響を受けることで、増加傾向にあるとされてきました。

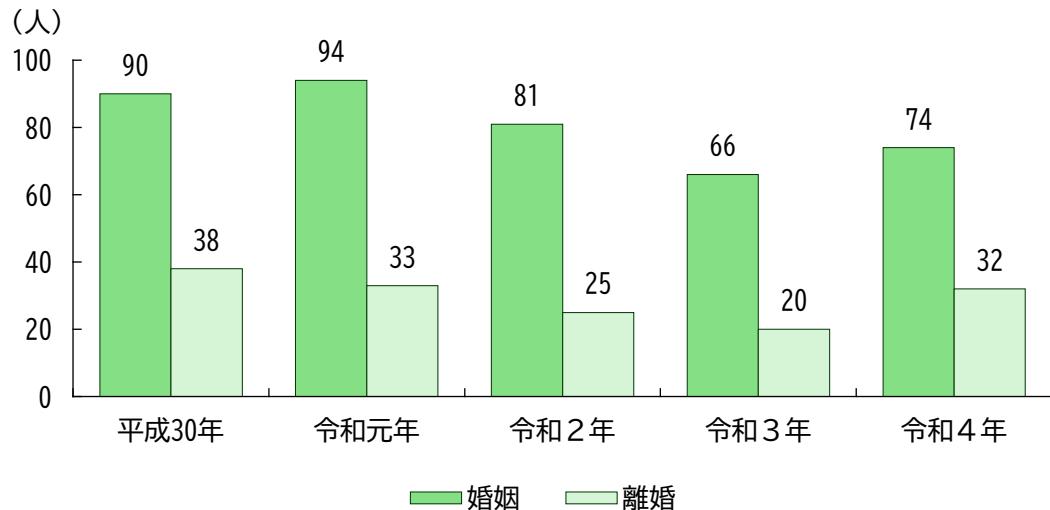
資料：長崎県衛生統計年報

### (3) 婚姻・離婚の状況

婚姻数・離婚数の推移をみると、どちらも減少傾向となっていましたが、令和4年は増加しています。

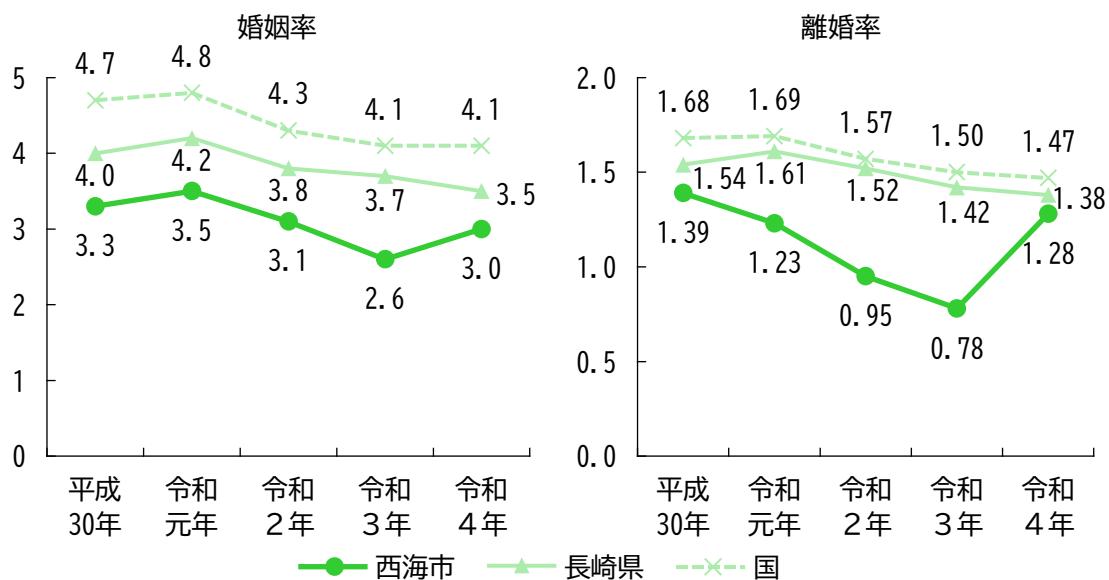
婚姻率・離婚率の推移をみると、どちらも令和3年までの低下傾向から令和4年は上昇しています。また、長崎県、国との比較では、婚姻率、離婚率ともに、いずれの年も長崎県、国を下回って推移しています。

#### ■婚姻数・離婚数の推移



資料：長崎県衛生統計年報

#### ■婚姻率・離婚率の推移

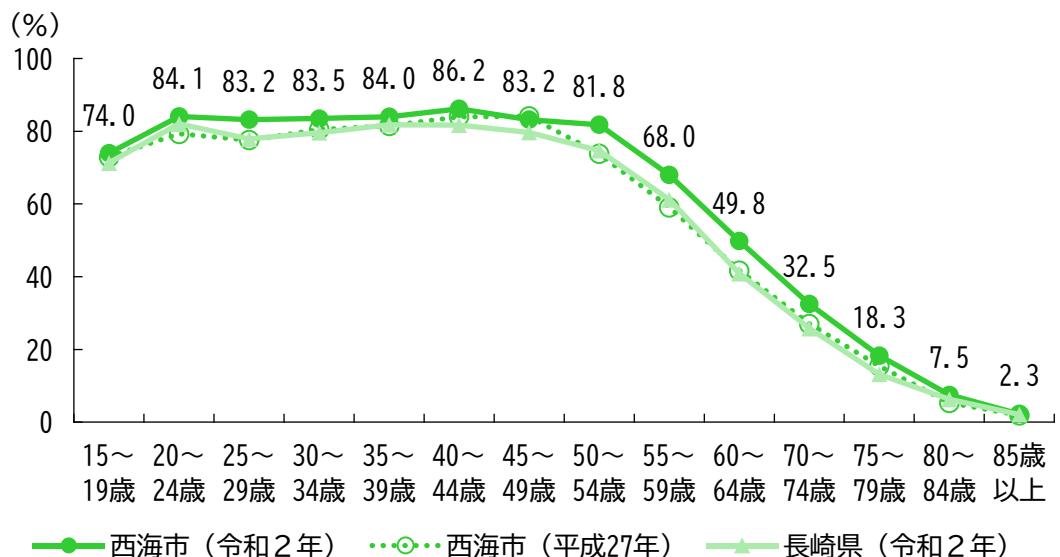


資料：長崎県衛生統計年報

#### (4) 女性の就労状況

女性の年齢階層別就業率の比較をみると、本市の令和2年と平成27年では、45～49歳を除く全ての年齢階層で就業率が上昇し、令和2年は30歳代での就業率の低下がみられず、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」はみられません。また、長崎県との比較では、全ての年齢階層で長崎県を上回っています。

##### ■女性の年齢階層別就業率の比較



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
西海市（令和2年）	74.0	84.1	83.2	83.5	84.0	86.2	83.2	81.8	68.0	49.8	32.5	18.3	7.5	2.3
西海市（平成27年）	72.9	79.3	77.6	80.5	81.5	84.0	84.1	73.8	59.1	41.7	27.0	15.4	5.3	1.9
長崎県（令和2年）	71.3	82.0	77.9	79.6	81.8	81.7	79.7	74.7	61.2	40.9	25.8	13.2	6.3	2.1

資料：国勢調査

## 2 教育・保育等のサービスの利用

### (1) 教育・保育等の利用状況

	単位	実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園・認定こども園				
1	施設数	か所	7	7
	定員（利用定員）	人	544	544
	利用者数	人	490	441
	定員に対する充足率	%	90.1	81.1
保育所				
2	施設数	か所	12	12
	定員（利用定員）	人	480	480
	利用者数	人	413	414
	定員に対する充足率	%	86.0	86.3

### (2) 放課後児童クラブの利用状況

	単位	実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童クラブ*				
1	実施箇所数	か所	14	14
	登録者数	人	537	557

### 3 児童福祉の状況

#### (1) 母子家庭・父子家庭の状況

本市の母子家庭・父子家庭の状況は、母子家庭が867世帯(7.8%)、父子家庭が155世帯(1.4%)となっており、母子家庭は長崎県の割合より低くなっています。

##### ■母子家庭・父子家庭の状況

		単位	一般世帯	父子世帯	母子世帯
国	世帯数	世帯	55,704,949	738,006	4,264,535
	割合	%	—	1.3	7.7
長崎県	世帯数	世帯	556,130	7,573	49,807
	割合	%	—	1.4	9.0
西海市	世帯数	世帯	11,131	155	867
	割合	%	—	1.4	7.8

資料：令和2年国勢調査

#### (2) 家庭児童相談室の状況

##### ■相談の種別ごとの相談件数

相談の種別	単位	実績			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数合計	件	49	48	28	11
養護相談	件	20	17	12	5
うち虐待	件	20	15	12	5
保健相談	件	—	—	—	—
障がい相談	件	6	—	—	—
非行相談	件	—	—	—	—
育成相談	件	7	11	10	3
その他	件	16	20	6	3

※令和6年度は、12月末までの実績。

## 4 ニーズ調査の結果概要

### (1) 調査概要

本計画の策定に当たり、計画策定の基礎資料とする目的として、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の方の意見・要望などを把握するためにアンケート調査を実施しました。

#### ■アンケート調査の概要

調査時期	令和6年3月			
調査対象者	本市在住の就学前児童・就学児童の保護者			
調査方法	郵送による案内・WEBでの回答			
配布数		569 件		581 件
有効回収数	就学前児童	178 件	就学児童	227 件
有効回答率		31.3%		39.1%

### (2) 結果からみえる課題

アンケート調査の結果を整理し、課題をまとめました。

#### ●定期的に利用する施設やサービスの充実

就学前児童の定期的に利用している教育・保育の事業については、「認定こども園」が4割、「認可保育所」が約3割となっています。また、平日の利用希望については、「認定こども園」が5割以上、「認可保育所」が約4割となっていますが、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が約2割、「幼稚園の預かり保育」も約1割が利用を希望しています。

「認定こども園」、「認可保育所」はもちろんのこと、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」などの施設やサービスも充実させ、幅広いニーズに対応できるようにしていくことが求められます。

#### ●不定期に利用するサービスへの取組

就学前児童の不定期の事業の利用意向については、半数近くが「利用する必要はない」としていますが、その一方で「利用したい」が約3割となっています。

こどもが病気やけがで通常の教育・保育の事業が利用できなかったことについては、「あつた」が半数程度で、その際親が休んで対処した場合に、病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったかについては、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が2割を超えていました。

保護者がこども（特に就学前児童）をみていることができず、こどもを預けられる祖父母などの親族も近くにいない家庭や、預けられる親族・知人がいたとしても突然的な事情で預けられない場合、あるいはこどもが病気になった場合などの様々な家庭の事情に対応できる環境を整え、支援を行えるように取り組んでいくことが求められます。

### ●放課後等の過ごし方に対する取組

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、就学児童では、1～3年生（低学年）は「放課後児童クラブ（学童保育）」が4割を超えて最も高く、4～6年生（高学年）も約3割となっています。この「放課後児童クラブ（学童保育）」を選択した方のうち、1～3年生（低学年）は約8割、4～6年生（高学年）は約7割が「夏休み・冬休みなどの長期休暇」の利用を希望するとしていて、「土曜日」も、1～3年生（低学年）は6割以上、4～6年生（高学年）は約5割、「日曜・祝日」はどちらも約2割の利用希望があります。

就学児童の保護者の就労状況について、フルタイムでの就労は父親が約8割、母親も半数以上となっているなど、保護者の就労状況からも放課後児童クラブ等の利用ニーズは一定程度あることがうかがえます。

このため、今後も放課後児童クラブ等の利用ニーズについて、放課後だけでなく、土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中に関しても適切に把握し、利用ニーズに対応した整備・充実に努め、放課後等の児童の安全・安心な居場所づくりを引き続き進めていくことが求められます。

### ●児童虐待防止の推進

子育てに不安や負担を感じることについて、「常に感じる」と「多少感じる」の合計は半数を超えており、また、子育てが地域の人や友人・知人などに支えられていると感じるかについては、「まったく感じない」と「あまり感じない」の合計が2割を超え、子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所について、「いない／ない」が未就学児童で6%、就学児童で8%となっています。割合は高くはありませんが、核家族化や地域のつながりの希薄化等によって、子育てが孤立化し、不安を感じている人がいることがうかがわれます。また、子育て支援サービスの情報の入手先について、「自分が欲しい情報の入手方法がわからない」が未就学児童で3%、就学児童で8%と、僅かですがどこから情報を入手してよいか分からない方もいます。

子育ての孤立化は児童虐待につながるおそれもあることから、日頃から相談しやすい体制づくりに取り組むとともに、誰一人取り残されることがないよう、支援などに関する情報を必要な人のところに届くよう取り組んでいくことも求められます。

## 5 「第2期西海市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

本市は、第2期計画を策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間で、子育て支援に関する様々な取組を、総合的かつ計画的に展開してきました。

本項目については、策定時に設定された目標について、目標の達成状況を客観的な数値指標で評価し、本市の課題を明らかにすることで、今後の対策に反映させます。

### (1) 教育・保育

第2期計画における教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

#### ■教育の数値目標と実施状況（西海市内全域）

	単位	第2期計画目標 (令和6年度)	利用実績 (令和5年度)
3歳～就学前児童	人	115	30

#### ■保育の数値目標と実施状況

		単位	第2期計画目標 (令和6年度)	利用実績 (令和5年度)
【西彼地区】	3歳～就学前児童	人	149	217
	0歳児	教育・保育施設*	45	10
		地域型保育事業*	0	0
	1・2歳児	教育・保育施設	117	112
		地域型保育事業	0	0
【西海地区】	3歳～就学前児童	人	162	128
	0歳児	教育・保育施設	32	12
		地域型保育事業	0	0
	1・2歳児	教育・保育施設	83	74
		地域型保育事業	0	0
【大島・崎戸地区】	3歳～就学前児童	人	85	69
	0歳児	教育・保育施設	16	2
		地域型保育事業	0	0
	1・2歳児	教育・保育施設	77	41
		地域型保育事業	0	0
【大瀬戸地区】	3歳～就学前児童	人	99	70
	0歳児	教育・保育施設	18	6
		地域型保育事業	2	0
	1・2歳児	教育・保育施設	58	30
		地域型保育事業	2	1

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

第2期計画における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

### ■西海市内全域の数値目標と実施状況

	単位	第2期計画目標 (令和6年度)	利用実績 (令和5年度)
利用者支援事業	か所	1	1
妊婦健康診査	枚	1,690	1,574
乳児家庭全戸訪問事業	人	140	112
養育支援訪問事業	人	15	51
子育て短期支援事業	人日	14	26
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	人日	139	81
一時預かり事業	幼稚園における在園児対象		
	1号認定による不定期な利用	人日	673
	2号認定による定期的な利用	人日	1,547
	幼稚園の在園児以外	人日	304
病児・病後児保育事業	人日	3,167	626

### ■地域子育て支援拠点事業の数値目標と実施状況

	単位	第2期計画目標 (令和6年度)	利用実績 (令和5年度)
西彼地区	か所	4	3
西海地区	か所	3	3
大島・崎戸地区	か所	2	2
大瀬戸地区	か所	1	1

## ■延長保育事業の数値目標と実施状況

	単位	第2期計画目標 (令和6年度)	利用実績 (令和5年度)
西彼地区	人	172	142
西海地区	人	111	51
大島・崎戸地区	人	93	0
大瀬戸地区	人	75	10

## ■放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の数値目標と実施状況

	単位	第2期計画目標 (令和6年度)	利用実績 (令和5年度)
西彼地区	人	272	242
西海地区	人	162	103
大島・崎戸地区	人	118	57
大瀬戸地区	人	144	122

## 第3章 計画の将来像

### 1 計画の目指す姿

#### ★目指す姿★

# ともに育ち ともに育み ともに支える 共育のまち さいかい

本市では、「第2次西海市総合計画」で掲げたまちの将来像「活躍のまち さいかい」の実現に向け、家庭、地域住民、市内産業、教育機関、行政が連携し、地域全体で子育てと教育環境を支える取組を進めています。これにより、子育て世代の希望をかなえ、本市の将来を担う子どもたちが明るく健全に成長できることを目指しています。そして、成長した子どもたちが「将来は西海市で子どもを育てたい」と思えるような地域づくりを進めています。この計画は、市民や関係者との目標共有を通じ、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、「第3期西海市地域福祉計画」では、「生涯にわたり活躍できるひとづくり」という総合計画の基本目標と保健福祉分野を含む将来像のもとに、「ともに支え合い、豊かで安心して暮らせる福祉の里づくり」を掲げ、地域福祉の推進を目指しています。

現代では共働き家庭や核家族の増加に伴い、子育ての孤立感や負担感が大きくなり、地域社会が果たす役割がますます重要となっています。これにより、親としての成長過程にも変化がみられます。

このような背景のもと、本計画では地域全体で支援の輪を充実させることで、保護者が子育ての喜びを感じながら未来の担い手である子どもを育てられるよう取り組みます。また、保護者が地域と共に支え合い、成長しながら子育てを行うことで、地域と親が共に育ち合う「共育」のまちづくりを目指します。

また、目指す姿の実現に向けて、以下3つの全体目標をもって計画を策定します。

#### ★全体目標★

- (1) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり
- (2) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- (3) すべての子どもの育ちを保障するまちづくり

## 2 計画の全体目標

---

### (1) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

全国的な少子化や核家族化により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、本市でも子どもの健やかな育ちを支える環境づくりが重要な課題となっています。子どもは家庭を中心に地域や学校などへ成長に応じて関わりを広げていきます。その過程で、子どもが自分らしさや可能性を發揮し、社会で役割を見つけられるよう、家庭や社会全体で支える仕組みが必要です。また、妊娠期からの母親支援は、子どもの健全な成長環境にとって重要であり、幼児期は生涯の基礎を築く時期として安定した環境が求められます。さらに、学童期では、学校が家庭と並ぶ重要な育ちの場となります。本市では妊娠期から子どもの成長に応じた各段階での支援を途切れなく提供できるよう、医療・保健・福祉・教育の連携を強化し、多方面から子どもを支える環境づくりを目指します。

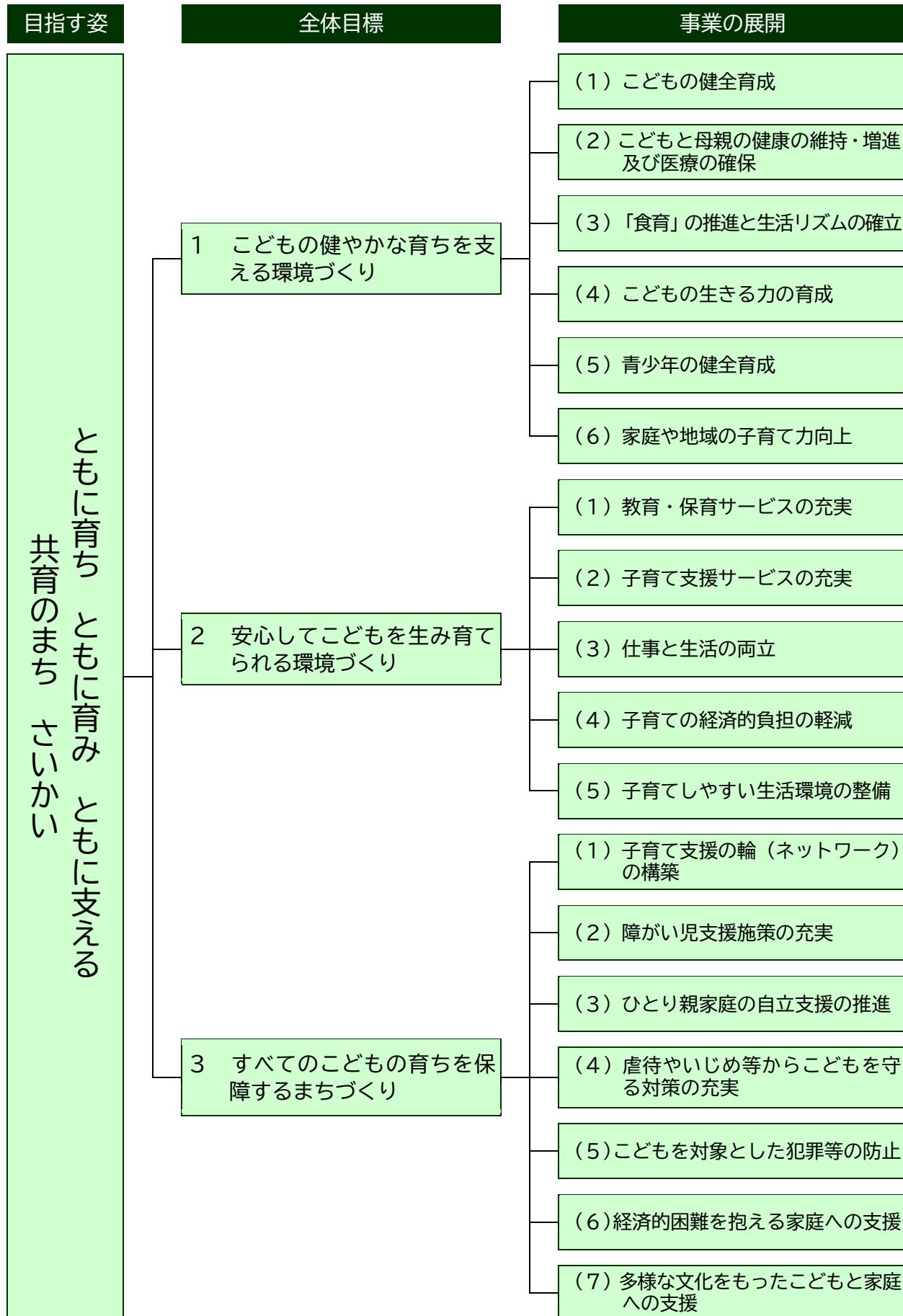
### (2) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

本市では、出生数の減少や婚姻率の低さ、子育て世代の女性就業率の上昇など、子育てを取り巻く環境に多くの課題があります。国の少子化対策大綱の中間評価において、少子化の背景として、経済的な不安定さや、男女の仕事と子育ての両立の難しさを指摘しています。本市のアンケートでも、女性の就業率の上昇に伴い、教育や保育サービスの定期的な利用意向が高い状況であるとともに、子育てに対する不安や負担を抱えている保護者が過半数に達しています。そのため、短期的には保育サービスの安定的な提供体制の整備、長期的にはワーク・ライフ・バランス\*に配慮した社会づくりが求められます。また、経済的支援を求める声や非正規雇用の割合の高さを背景に、子育て家庭の負担軽減にも取り組んでいく必要があります。本市では、「子どもの最善の利益」を軸に、多様な働き方に対応する保育サービスの充実、男性の育児参加、事業所の協力促進、経済的支援、生活環境整備など、幅広い子育て支援を進めていきます。

### (3) すべての子どもの育ちを保障するまちづくり

「児童の権利に関する条約」に基づき、全ての子どもの生命と人権を尊重することが重要です。子どもの育ちの基本は家庭にあり、地域全体で子育て家庭の不安や負担感を軽減する仕組みが求められます。そのためには、地域において気軽に話せる見守りの輪を形成し、保護者が孤立しない環境を整えることが重要です。また、専門家による相談や対応の場があることで、安心感を提供することや、外国人労働者の増加に伴い、日本語でのコミュニケーションが難しい保護者や、文化的背景が異なる家庭への対応も必要となっています。一方、平成30年度に長崎県が実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」では、本市の子どもの貧困率が14.0%と県平均を上回る結果が示されており、経済的困難を抱える家庭はもちろんのこと、障がいのある子ども、多様な背景を持つ子どもを対象にした継続的支援の充実を図り、子どもの置かれた環境や状況によらず、全ての子どもが安心して夢や希望を持てるまちづくりを目指します。

## (4) 基本構想の枠組み



### 3 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

##### ①教育・保育提供区域の考え方

- ◆地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ◆地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ◆地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

##### ②教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童数や面積の規模は適当か</li> <li>●区域ごとに事業量の見込みが可能か</li> <li>●区域ごとに確保策を打ち出せるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者の移動状況を踏まえているか</li> <li>●区域内で事業のあっせんが可能か</li> <li>●現在の事業の考え方と合っているか</li> </ul>

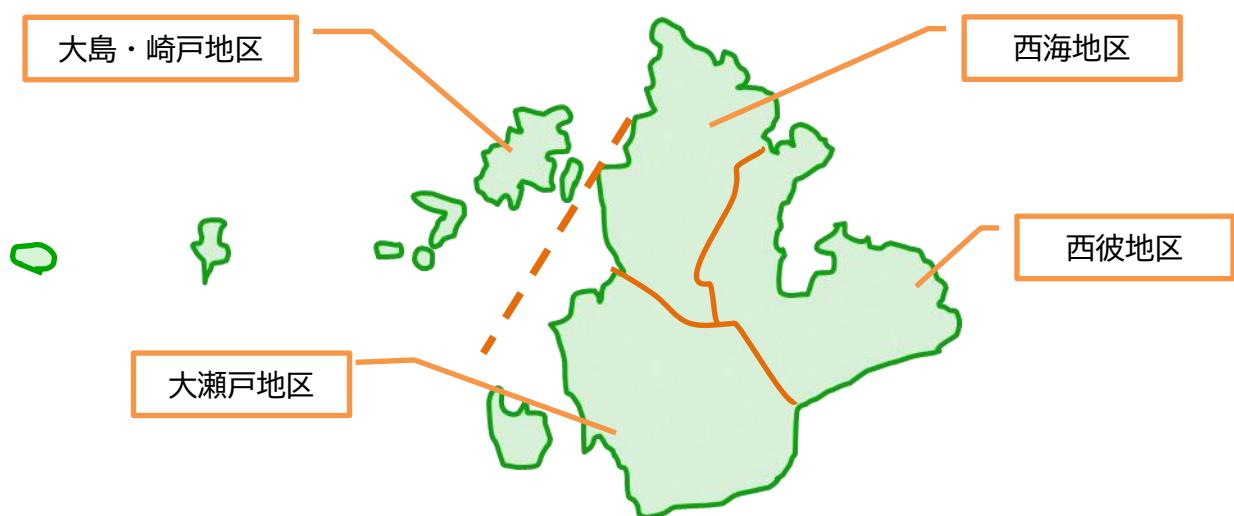
##### ③本市の教育・保育提供区域について

教育及び病児・病後児保育等については、市内全域を1つの区域として設定します。また、保育及び放課後児童健全育成事業等については、市内を中学校区とほぼ重なる4つの区域に設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

#### ④提供区域設定の主な理由

- ◆現在本市には幼稚園及び認定こども園が7か所ありますが、様々な地域から通園しているため、区域を複数設けることは本市の利用実態と異なることが考えられます。
- ◆保育及び放課後児童健全育成事業については、自宅に近い場所で利用している実態があり、ほぼ中学校区と重なります。
- ◆病児・病後児保育や休日保育等は、市内の限られた施設にしかサービスがなく、市内で複数の区域を設定した場合、どうしてもサービスを提供できない区域が発生するおそれがあり、ニーズも限られることから、市内を1つの区域として設定します。

#### ■西海市の教育・保育提供区域



## (2) 保育の必要性の認定\*について

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

### ■認定区分の類型（目安）

		 → 	
		1号認定	2号認定
3歳以上児	3歳未満児	主に専業主婦を想定した教育標準時間 教育標準時間(1日3~4時間の幼児教育の時間)	主にパートタイムの就労を想定した教育標準時間+保育短時間 延長 教育標準時間(1日3~4時間の幼児教育の時間) 延長保育 主にフルタイムの就労を想定した教育標準時間+保育標準時間 延長 教育標準時間(1日3~4時間の幼児教育の時間) 標準保育 延長
		3号認定 	主にパートタイムの就労を想定した保育時間 延長 主にフルタイムの就労を想定した保育時間 延長 標準保育 延長

### ■認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育*	▲	▲	○
	家庭的保育*	▲	▲	○
	居宅訪問型保育*	▲	▲	○
	事業所内保育*	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用※

#### ※「特例給付による利用」

- 支給認定子どもが申請後、認定前に緊急やむを得ない理由により特定教育・保育を受ける場合による利用や地域に認定区分に対応する施設がない場合（1号認定を受けた子どもが保育所を利用する場合や2号認定を受けた子どもが幼稚園を利用するなど）、地域における教育・保育体制の整備状況等を勘案して市町村が認めるときに限る利用など。

### (3) 施設型給付と地域型保育給付について

施設型給付\*又は地域型保育給付\*の支給対象となる事業所については、「認可」と併せて「確認」を受けることが必要となっています。

#### ■ (参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定 こども園	幼保連携型	認定こども園法※	県	子ども・ 子育て 支援法	市町村
		幼稚園型 保育所型	幼稚園部分：学校教育法	県		
		地方裁量型	保育所部分：児童福祉法	県		
	幼稚園		学校教育法	県		
	保育所		児童福祉法	県		
	小規模保育		児童福祉法	市町村		
地域型	家庭的保育		児童福祉法	市町村		
	居宅訪問型保育		児童福祉法	市町村		
	事業所内保育		児童福祉法	市町村		

※正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

## 第4章 計画に基づく事業の展開

### 1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり

#### (1) こどもの健全育成

##### <現状と課題>

児童の健全育成には、遊びを通じた仲間関係の形成や規範意識の醸成が重要であり、児童が自由に遊べる環境の整備が求められます。また、核家族化や共働き世帯の増加に伴い、放課後の過ごし方に不安を感じる保護者が増えている現状から、こどもが安全に過ごせる場が必要です。そのため、学習だけでなく、地域住民との交流や体験活動を行える放課後児童クラブや子ども教室の充実を進める必要があります。さらに、主任児童委員や民生委員・児童委員と密に連携し、地域ぐるみで健全育成や虐待防止に取り組むとともに、こどもと子育て家庭への支援体制を強化することが重要です。

##### <基本的な方向性>

1. こどもの居場所づくりに向けて、放課後や週末にこどもたちが自由にまた安心して利用できる施設の適正管理を実施します。
2. 地域活動の推進に向けて、こどもとその保護者が集う場の確保と、地域活動を推進していく人材の育成を図ります。
3. 豊かな自然環境の整備に向けて、本市の豊かな自然にふれる機会をつくり、自然環境を守る活動につなげます。
4. 「放課後児童対策パッケージ」に基づいた取組として、放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室の実施に向けた取組を推進します。実施場所については小学校の余裕教室を活用することも含め、西海市教育委員会と福祉部局が連携して体制整備に努めます。
5. 情報を共有することで放課後におけるこどもの生活の質を高めるため、小学校と放課後児童クラブ、放課後子ども教室との連携を推進します。

##### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	放課後子ども教室	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、放課後における児童の学習や体験活動を実施します。今後、未実施校においても各地域からのニーズなどを把握し、実施要望が出てくれば対応を検討します。
2	土曜学習	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、土曜日における児童の学習や体験活動を実施します。
3	子どもたちが自由に利用できる施設の充実	今後も各施設が十分機能を発揮でき、なおかつそれぞれの社会資源を継続して実施できるよう適切な管理に努めます。老朽化している施設については、今後のあり方について検討します。

No.	事業名	取組内容
4	図書館の整備	各地域のニーズにあった図書館サービス提供の充実及び「西海市子ども読書活動推進計画」の具体的な取組のため、図書館システムを導入しています。今後は、公立図書館から「身近に本を届ける支援・サービス」の一環として学校や幼稚園、保育所など、移動図書館サービスや団体貸出、学級文庫貸出を実施するとともに館内児童室及び蔵書の充実に努めています。
5	民生委員・児童委員等との連携	市内民生委員・児童委員の定例会に出席し、児童の相談、見守りについて情報共有の機会を増やし連携を強化します。
6	公民館活動	各公立・自治公民館で実施される、ペーロン大会、運動会、伝統行事等の自発的な公民館活動の展開と住民協働の地域づくりを支援し、子どもとその保護者が集う場所の確保を図るとともに、「地域づくり」の拠点となるために、その推進の担い手となる職員が公民館事業のあり方や講座づくり等について研修を深め、その資質向上を図ることを目的に県主催の公民館職員等研修会への参加を予定しています。
7	ブックスタート事業	図書館職員が乳幼児健診に同席し、保護者への読み語りのアドバイスなどを実施することにより、乳幼児期から語りかけるきっかけづくり及び本の読み語りを通して子どもと保護者のふれあいの機会を醸成し、子どもたちの健やかな成長を図ります。
8	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る放課後児童クラブに対して補助を行います。

## (2) こどもと母親の健康の維持・増進及び医療の確保

### <現状と課題>

平成30年12月に成立した成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育医療等推進法）により、妊産婦から成人までの各成長段階に応じた切れ目ない医療・保健の提供が求められています。本市では、子育て世代包括支援センターを設置し、専門職が連携した支援体制を整備しています。しかし、精神疾患やメディア依存の母親が増加しており、支援の多様化が課題です。特に、子どものスマートフォン利用が発達に与える影響が懸念され、妊娠期からの啓発が重要になります。また、妊産婦健診費用の助成や里帰り出産支援により経済的負担の軽減を図るとともに、乳幼児健診や健康診査の充実が必要です。さらに、親への相談支援や虐待防止の体制強化を通じて、子育て環境の整備や不安解消に取り組みます。さらに小児医療体制の充実を目指し、県や関係機関と連携して医療水準の向上を進めます。

### <基本的な方向性>

1. 母子の健康増進と安全な出産を迎えるため、妊産婦健康診査の継続実施をはじめ、受診率の向上のための啓発広報をするとともに、医療機関との連携を図ります。さらに、出産に対する不安の解消を図るため、母子健康手帳の交付時に専門職による相談を実施します。
2. 乳幼児健診の場を活用した相談指導等を充実するとともに、育児相談や訪問指導により、妊娠・出産の時期における母子と家族の健康を社会的、精神的側面から支援します。
3. フッ化物洗口などフッ化物の応用に取り組み、子どものむし歯予防を推進します。
4. 乳幼児の事故等の予防啓発に向けて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの具体的な事故防止について、家庭や乳幼児・児童を預かる施設の関係者に対し、あらゆる機会を利用して、情報提供及び学習機会の提供を推進します。
5. メディア依存の危険性に係る周知や精神疾病的母親への支援の方法について職員の知識やスキルの向上を図るなど、子育て世代包括支援センターの機能の充実を図り、また、社会福祉士や保健師、家庭児童相談員、子ども家庭支援員による専門的で総合的な支援を行う子ども家庭センターの設置に伴い、母子保健機能と児童福祉機能の協働を深め、妊娠期から子育て期にかけて一貫的な切れ目のない支援の実現に努めます。
6. 小児医療体制の充実に向けて、休日や夜間における小児救急医療体制については、広域での医療圏で安心できる体制づくりに取り組み、小児医療及び小児保健の水準の維持向上を図ります。
7. かかりつけ医師を持つことの推進に向けて、乳幼児健診の場などを通じて、かかりつけ医の必要性を周知するとともに、小児の急な病気やけがなどへの対処法や応急処置などをアドバイスする長崎県の「子ども医療電話相談」の広報にも努めます。
8. 出生後直ちに入院による医療が必要となった未熟児の保護者に対し、授乳や愛着形成のために医療機関に通う保護者の身体的・経済的負担の軽減を図ります。

## &lt;主要事業&gt;

No.	事業名	取組内容
1	子育て支援情報発信事業	西海市ウェブサイト及び母子健康手帳アプリ「Baby ぐっど」に母子保健や子育て支援に関する各種情報を掲載します。また、母子健康手帳交付時などに「西海市子育てガイドブック」を配布します。
2	母子健康手帳の交付	妊娠した人に専門職より母子健康手帳を交付します。その際、併せて子育ての制度及び健康面（喫煙・飲酒による健康被害等）に関する啓発パンフレットを配布するほか、相談を通して不安を軽減し、正しい知識を持って健やかな妊娠期を過ごせるよう保健師・助産師が面接し妊娠のリスクに応じた保健指導を行います。
3	妊産婦健康診査公費負担	受診により異常の早期発見に努め健康管理を図るため、母子健康手帳の交付時に、産婦人科等で健康診査を行うための受診券（妊婦健診14回分・産婦健診2回分）を交付します。
4	乳幼児相談・授乳相談、お誕生相談	こどもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、各保健センターで、就学までの乳幼児と保護者を対象に、保健師、管理栄養士、助産師が相談・保健指導を行います。
5	乳児健康診査	個別健診は、無料で健診が受けられる受診票（1か月・7か月・10か月）を交付し、医療機関（小児科）で健康診査を行います。個別健診については周知方法の検討を行います。集団健診は、おおむね4か月児を対象に、健康状態の確認（小児科医師）、発達の確認、育児についての相談、栄養相談、歯科相談を実施します。
6	1歳6か月児健康診査	大瀬戸保健センター1か所で、母子保健法に基づき、1歳7か月から8か月児を対象に医師・歯科医師の診察による疾病の早期発見、適切な指導、早期療育のための支援を行うほか、栄養・歯科・育児に関する相談・指導を実施します。
7	3歳6か月児健康診査	大瀬戸保健センター1か所で、母子保健法に基づき、3歳7か月から8か月児を対象に医師・歯科医師の診察による疾病の早期発見、適切な指導、早期療育のための支援を行うほか、栄養・歯科・育児に関する相談・指導、視覚検査としてスポットビジョンスクリーナー*を実施します。
8	5歳児健康診査	幼児期のうちに保護者や保育士等がこどもの特性に気づき、適切な支援策を講じるとともに、5歳児の成長確認を行い、健康の保持増進に努めるため、実施していきます。
9	すくすく相談	乳幼児健診にて臨床心理士による母親への支援や児童の発達支援を目的とした相談事業を実施します。
10	療育支援事業	障がいを持つ児童や発達に遅れのある児童とその家族への支援、福祉サービス等につながれない保護者の子育ての困難さについて確認し助言を行うなど、身近な地域で療育に関する適切な支援が受けられるよう療育相談及び指導等を実施し、専門機関と調整を行います。
11	訪問指導事業	妊娠婦、新生児、乳幼児等の家庭を訪問し、妊娠、出産、育児支援を行います。
12	新生児訪問	保健師・助産師・看護師による新生児訪問を行い、産婦の健康状態の確認と、児童の発育・発達を保護者とともに確認します。
13	新生児聴覚検査事業	聴覚障がいを早期に発見するために行う新生児聴覚検査の一部助成を行います。
14	離島地域安心出産支援事業	離島地域の妊婦が健康診査を受けるために要する交通費等の助成を行います。対象者が確実に助成を受けられるよう努めます。

No.	事業名	取組内容
15	フッ化物応用事業	こどものむし歯予防のため、フッ化物洗口やフッ化物歯面塗布を実施します。
16	母子保健推進員活動事業	受持ち地区の妊産婦・乳児の訪問活動や、市が行う健診・相談事業に協力を得て、身近な相談員としての活動を推進します。
17	子育て世代包括支援センター事業	各種母子保健相談に専門職がワンストップ*で対応できる体制を整えるため、健康ほけん課に子育て世代包括支援センターを設置し、伴走型支援として常時職員が待機しており、妊娠期から子育て期にわたり気軽に専門的アドバイスを受けられるような切れ目ない支援を実現できる環境を整備しています。
18	産後ケア事業	出産後の育児に不安のある方や、授乳などの手技の指導が必要な方に、産院等でのショートステイやデイサービスなどによるケアを行います。
19	小児医療救急電話相談の周知	長崎県の事業として実施している子ども医療電話相談（#8000）について、乳児訪問や広報紙等で住民への周知を図ります。
20	県等と連携した医療体制の確保	長崎県や佐世保市消防局、医療機関との連携保持や意見交換に努め、速やかな治療が必要となる重症救急患者が発生した場合の救急医療体制の確保を図ります。
21	未熟児産後支援事業	未熟児など出生後直ちに入院による医療が必要となった場合、授乳や愛着形成のため医療機関に通う保護者の身体的・経済的負担を軽減するため、宿泊費の助成を行います。
22	低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成します。

### (3) 「食育」の推進と生活リズムの確立

#### <現状と課題>

「食育」は、知育・德育・体育の基盤となる生きる上での基本です。「食」に関する知識を学び、自ら選択できる力を育むことで、健全な食生活を実践できる人間を育てることを目的としています。特に子どもの頃からの食生活の確立は重要ですが、少子高齢化や社会環境の変化、家庭構造の多様化により、家庭だけで健全な食生活を維持することが困難な場合もあります。こうした課題に対応するためには、家庭、学校、地域が連携し、子どもたちに豊かな食体験を提供する取組を進めることが求められます。

保護者への知識普及や子どもへの食体験の提供は、健やかな体と心を育み、子どもの生活基盤を築く効果的な手段となります。

#### <基本的な方向性>

1. 乳幼児健診や「早ね・早起き・朝ごはん」運動等を通して、学校、家庭、地域や民間団体等の協力を得ながら、朝食を取ることの重要性について普及啓発を図ります。
2. 子どもの料理体験や食を楽しむ機会を提供し、望ましい食習慣や食に関する知識の普及を図ります。
3. 健診や各種相談において、「子どもノート」などを活用した科学的根拠に基づいた妊娠婦や乳幼児の栄養指導の充実を図ります。
4. 健診や相談の場で、また、学校での食に関する学習を通して、共食の啓発を図ります。
5. 就学前の子どもが、発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験ができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園等との連携を推進します。
6. 家庭や地域における教育力向上を目的として、保護者に対する生活リズムの改善についての啓発活動を推進します。
7. 学校やPTA等の活動を通して、望ましい生活リズムについての啓発活動に努めます。

#### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	母子の栄養相談	乳幼児相談・健診、妊娠相談時に体格や食事の摂取状況などの情報から健やかな食生活を送れるように助言します。
2	食生活改善推進員地区 伝達事業	食生活改善推進員が、夏休み期間や放課後児童クラブ等で、小学生を対象とした料理体験・指導を行います。
3	食生活改善推進員の養成	食生活改善推進員養成講座を実施し、地域のボランティア組織の維持に努めています。
4	啓発活動	西海市の広報紙に限らず、西海市ウェブサイト等を活用して啓発活動を行っていきます。また、依頼に応じて各地区へ出向き健康教育を行います。
5	栄養教諭や学校栄養職員による食に関する授業	各小・中学校で、食育指導全体計画及び年間指導計画に基づき、各教科や特別活動等において「食育の視点を踏まえた授業実践」を行うとともに、小学校では教科書の改訂に伴い、食育指導全体計画の見直しを図ります。

No.	事業名	取組内容
6	保育所等における食育教育	就学前のこどもが、発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験ができるよう、家庭や地域と連携し保育所、幼稚園及び認定こども園における食体験の積み重ねを行います。 また、保育所、幼稚園及び認定こども園において園児自らが野菜などの栽培に関わり、それを給食の食材としても活用します。

## (4) 子どもの生きる力の育成

### <現状と課題>

現代社会は急速な変化の中で、子どもたちが柔軟に対応し、生き抜くための「生きる力」を養うことが重要視されています。知識基盤社会やグローバル化が進展する中で、子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むことが求められています。学校教育では、知識や技能の習得に加え、主体的に学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力を育て、問題解決能力を高める教育環境の整備が必要です。そのため、教職員の専門性向上や教育環境の充実を図り、子ども一人ひとりに応じた指導を行うことが重要です。また、個性を伸ばしつつ、他者への思いやりや自然への愛情を育むことで、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりが求められています。これを実現するためには、家庭と地域が一体となり、地域に根ざした学校づくりや校種間の連携を強化することが大切です。さらに、子ども・子育て支援法に基づく事業計画に沿って必要な施策を着実に推進することが求められています。

### <基本的な方向性>

1. 確かな学力の習得に向けて、教職員の資質、指導力向上や教育環境の整備に努め、一人ひとりに応じたきめ細かな指導に取り組みます。
2. 豊かな心の育成に向けて、道徳教育の充実、豊かな体験活動の実施、読書活動の推進に取り組みます。
3. 健やかな体の育成に向けて、体育科の授業の充実はもとより、教育活動全体を通じて、食育の推進、体力の向上、健康安全に関する指導の充実に努めます。
4. 幼児教育の充実に向けて、幼・保・小が一体となった教育システムを構築し、基本的生活習慣等の定着に努めます。
5. 放課後子ども教室や土曜学習を開催して、児童の学習活動や体験活動を行い、生きる力を育みます。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	校内研修の推進と支援	各学校における校内研修を活性化し、教職員の指導力向上に努めます。
2	教職員研修の充実	研究発表会の実施や研修会への参加を促し、教職員研修の充実を図ります。
3	健康・安全教育の推進	体力向上アクションプランにより県体育保健課の事業を活用するなど体育科（小学校）及び保健体育科（中学校）の授業の充実を図るとともに、学校保健委員会を活用し、保護者や学校医等と連携した健康安全に関する取組を推進していきます。
4	部活動の振興と支援	部活動の運営に必要な経費の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担を軽減するとともに、部活動を通して生徒の育成に寄与するため、部（クラブ）数に応じて各中学校に補助金を交付します。
5	ふるさとを学ぶ教育の推進	西海市子ども未来創造事業として、「西海学」や「ようこそ先輩」を実施し、児童生徒の「夢・あこがれ・志」や「ふるさとを愛する心」を育みます。

No.	事業名	取組内容
6	読書活動の推進	図書館部会では、読書活動に関する職員の情報交換及び共通理解を図るとともに、定期的な情報交換を継続し、図書館運営を工夫することにより、読書環境の整備充実に努め、こどもたちの豊かな心の育成を目指します。
7	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携、推進	幼稚期から小学校前期における基本的生活習慣等の定着に向けて、各小学校と幼稚園、保育所、認定こども園で就学に向けた情報交換を実施し、関係者の連携を図ります。
8	放課後子ども教室	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、放課後における児童の学習や体験活動（遊び）を実施します。今後、未実施校から実施要望が出てくれば対応を検討します。
9	土曜学習	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、土曜日における児童の学習や体験活動を実施します。

## (5) 青少年の健全育成

### <現状と課題>

思春期は心身の成長が著しい時期である一方、精神面の成熟が遅れがちなため、様々な問題が生じやすく、その影響は生涯の健康にも及びます。特に喫煙や飲酒、薬物乱用は社会全体での影響が依然として大きく、正しい知識の普及を通じて、自己と他者を尊重する態度の育成が必要です。さらに、有害情報やSNSを通じたいじめや犯罪の増加がこどもたちに悪影響を及ぼしており、インターネット環境の適正化と啓発活動が重要です。思春期保健の分野では、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供し、地域全体でこどもたちを支える環境づくりが求められます。「早ね・早起き・朝ごはん」などを柱とする「は・あ・と・ふ・る運動」を学校・家庭・地域に根づかせるための啓発活動も進めています。

### <基本的な方向性>

1. 青少年健全育成活動の推進に向けて、住民に対して青少年健全育成の啓発を進め、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して非行の早期発見・早期指導に努め、住民総ぐるみ運動で「は・あ・と・ふ・る運動」の推進に取り組みます。
2. 有害環境対策の推進に向けて、性や暴力等の過激な情報にこどもたちがふれないよう家庭に呼び掛けるとともに、関係機関と協力して有害図書類等販売店舗への立入調査に取り組みます。
3. こどもが成長するに当たって正しい知識を得られるよう、地域・学校・企業等が連携して環境づくりに取り組むとともに、こどもの健康面の問題点の改善に向け、学校保健委員会において情報を共有し、具体的方策について協議します。
4. 学童期・思春期における心の問題に関する相談体制の充実に向けて、身体面や精神面で不安を持ったこどもの、学童期・思春期における心の問題に対応できる相談の場を提供します。
5. 近年、インターネットやSNSを利用することによってこどもたちが犯罪やトラブルへ巻き込まれるケースが増えており、こうした危険からこどもたちを守るため、家庭におけるフィルタリングや利用時間の制限など正しい利用方法についての啓発や、メディアとの正しい接し方についても啓発を行います。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	青少年健全育成事業	市規模で青少年の健全育成を図るために、青少年健全育成大会及び少年の主張大会を実施します。また、地域ぐるみで青少年の健全育成及び非行・事故防止を図ることを目的とした活動や、「は・あ・と・ふ・る運動」を推進する活動を行います。
2	有害図書類等販売店舗立ち入り調査事業	毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、11月の「全国青少年健全育成強調月間」に併せて、関係機関と連携しながら、有害図書類等販売店舗への立入調査を実施します。

No.	事業名	取組内容
3	「は・あ・と・ふ・る運動」の推進	「早ね・早起き・朝ごはん」、「明るいあいさつ自分から」、「友だちも自分の心も大切に」、「ふるさと愛する西海っ子」、「ルール守ってみんながお」を市民に根づかせられるよう啓発資材の配布や、「は・あ・と・ふ・る運動」推進大会において、社会教育関係団体等による実践発表を行います。
4	心の教室相談員の配置	市内の中学校4校に心の教室相談員を配置し、生徒が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることができるように、相談体制の充実を図ります。
5	スクールソーシャルワーカー*、スクールカウンセラー*の配置	不登校やいじめなどの問題行動に対応するため、専門的な立場から支援や助言を行うスクールソーシャルワーカーを県・市から1名ずつ配置していきます。また、スクールカウンセラーについては、中学校を拠点校、中学校区内にある小学校をエリア校とする拠点校方式により、全ての小・中学校に配置することで、市内全学校での相談体制を充実していきます。
6	家庭教育講座	専門知識のある講師を招いて、子育てやメディアとの正しい接し方に関する講座を行います。

## (6) 家庭や地域の子育て力向上

### <現状と課題>

近年、核家族化や地域交流の希薄化により、家庭や地域の教育力低下が懸念されています。家庭教育は「生きる力」を育む重要な役割を持つため、地域や学校との連携を深め、親子の学びの場を拡充し、家庭教育を支援する人材を活用することが求められます。また、子育て家庭は孤立感や育児への不安など多様な課題を抱えており、学校や福祉機関と連携して訪問支援や相談指導の仕組みを整え、きめ細かなサポートを提供する必要があります。こどもの問題解決能力や豊かな人間性を育むためには、家庭、学校、地域が協力し、多様な体験活動や世代間交流を推進する体制が重要になります。さらに、子育て環境を整え、男女が協力して家庭を築く意義を広めるとともに、次世代の親を意識した学習機会や乳幼児とふれあう機会の提供を進めすることが求められます。

### <基本的な方向性>

1. 地域の教育力の向上に向けて、家庭教育講座を開催するなど、家庭以外の地域の人々とのふれあいの中で、社会的に弱い立場にある幼児・障がいのある人・高齢者への思いやりの心が育まれるよう、地域全体で支援する体制づくりを推進します。
2. ワーク・ライフ・バランスを考える教育の実施に向けて、家族や仕事等の意義を考え、結婚、出産、育児等、自分の人生について考える機会を提供します。また、次代の親となる中学生・高校生等が、こどもを生み育てることの意義や、こどもや家庭の大切さ、こどもを生み育てる喜びを理解できるよう、保育所等における職業体験の受入れや乳幼児ふれあい体験事業など、乳幼児とふれあう機会を提供します。
3. 親育ちやこどもを生み育てることの意義に関する学習機会の提供に向けて、こどもや育児の問題を家族みんなの問題として捉え、男女が協力して家庭を築くこと、こどもを生み育てることの意義に関する学習機会を提供します。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	家庭教育講座	専門知識のある講師を招いて、子育て、メディアに関する講座を行います。
2	職業体験の受入れ	希望者があれば保健師、助産師などの業務について情報提供、事業見学など学校、他の部署、各施設と連携対応しながら、市内中高生の職場体験の受入れを行い、乳幼児とふれあう機会を提供します。
3	乳幼児ふれあい体験事業	市内の高校生を対象に、乳幼児の親子とふれあいながらこどもを生み育てることの意義について理解を深める機会を提供します。また、参加される保護者にとっても、貴重な体験であり、自己の子育てについて確認することで、子育てに対する肯定感を高める機会を提供します。

## 【成果指標】

評 価 指 標	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
全出生数中の低体重児の割合	8.7%	7.0%
妊娠11週以下の妊娠の届出率	92.7%	95.0%
乳幼児健康診査（集団健診）の受診率		
乳児健診（4か月児）	98.3%	100.0%
1歳6か月児健診	99.2%	100.0%
3歳6か月児健診	98.7%	100.0%
3歳児の適正体重の割合の増加	95.4%	95.0%
3歳児でむし歯のない者の割合の増加	76.3%	95.0%
12歳児の1人当たり平均むし歯数の減少	0.2本	0.3本
朝食を食べる市民の割合	92.9%	95.0%
乳幼児ふれあい体験事業により乳幼児と 関わることに自信を持った生徒の割合の増加率	7.8P	8.0P
近くに安心して遊べる場がある就学児童の割合	49.0%	60.0%

## 【確保方策】

### ①妊産婦健康診査

(単位：受診票交付枚数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量*	1,574	1,497	1,430	1,340	1,268
確保量*	1,574	1,497	1,430	1,340	1,268
確保方策の内容	今後も継続して事業を展開し、妊産婦に対して必要に応じた医学的検査を実施します。				

### ②子育て世代包括支援センター事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	109	104	99	93	88
確保量	109	104	99	93	88
確保方策の内容	今後も継続して事業を展開し、妊娠期から子育て期にわたり気軽に専門的アドバイスを受けられるよう切れ目のない支援を実施します。				

### ③産後ケア事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	30	29	27	26	24
確保量	30	29	27	26	24
確保方策の内容	今後も継続して事業を展開し、出産後の育児等に対しての不安解消に努めます。				

## 2 安心してこどもを生み育てられる環境づくり

### （1）教育・保育サービスの充実

#### <現状と課題>

女性の社会進出や共働き家庭の増加に伴い、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、教育・保育サービスへの多様なニーズが生じています。そのため、こどもや保護者の生活実態に合った柔軟な教育・保育サービスの提供が求められています。特に、こどもが病気になった際にも安心して利用できる体制の整備や支援の拡充が重要です。また、放課後児童健全育成事業では、「小1の壁\*」や「待機児童」の問題を解消し、全ての就学児童が安全で有意義な時間を過ごせる環境の構築が必要です。本市では、病児・病後児保育や教育は市全域で、保育や放課後児童健全育成事業は中学校区に基づく4区域で提供し、現状と将来のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。これらの情報は、西海市の広報紙や西海市ウェブサイト、関係施設と連携して共有し、利用者への周知を図ります。また、教育・保育サービスの質向上のため、職員の専門性向上を目指し、研修の充実にも力を入れています。

#### <基本的な方向性>

1. 教育・保育サービスの充実に向けて、様々な家庭のニーズに対応した、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等のサービス提供体制を整備します。
2. 教育・保育サービスの質の向上に向けて、教育・保育従事者の研修体制及び研修内容の充実に努めるとともに、地域や関係機関との連携強化を図ります。
3. 老朽化した教育・保育の施設整備に対し、国・県の補助制度を活用し、支援を行います。
4. 放課後児童健全育成事業の充実に向けて、ニーズを的確に把握した上で必要となる放課後児童クラブの開設や開所時間の延長を支援するとともに、指導員の能力向上のための研修実施など指導力の充実に努めます。
5. 放課後等におけるこどもたちの安全・安心な居場所づくりのために、放課後子ども教室及び土曜学習を行います。

#### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	教育・保育給付	保育所や認定こども園、幼稚園等で行うことの保育や教育に対し、子ども・子育て支援法に基づく給付を行います。なお、令和元年10月から、国の児童教育・保育の無償化が実施されており、3歳児から5歳児クラスのこどもの利用料については無償化されたため、保護者負担金が大幅に減額となっています。
2	特別保育事業	共働き家庭の増加、核家族化の進行等による様々な家庭のニーズに応えることができるよう、延長保育、休日保育、病児保育、一時預かり事業等を実施し、この事業を実施する保育所等に対して補助を行います。
3	保育会活動補助金	保育従事者の資質向上と子育て家庭の支援充実を図るため西海市保育会に対して補助を行います。

No.	事業名	取組内容
4	就学前教育・保育施設整備事業費補助金	老朽化した施設の改築や大規模改修に対し、国・県等の事業を活用し、補助を行います。
5	児童福祉施設等のカウンセリング事業	教育・保育施設の保育士等を対象に、臨床心理士によるカウンセリングや相談によりその問題や悩みを軽減・解消していくことで、より質の高い教育・保育の実施を図ります。
6	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る放課後児童クラブに対して補助を行います。
7	放課後児童クラブ施設整備事業	放課後児童クラブの施設整備に対し、助成を行います。新築費以外にも防災対策費など事業者から要望があれば、現地視察・ヒアリングを行い、補助を行っていきます。
8	放課後児童支援員等処遇改善事業	放課後児童クラブにおいて、支援員の処遇の改善に取り組みます。
9	放課後子ども教室	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、放課後における児童の学習や体験活動（遊び）を実施します。今後、未実施校から実施要望が出てきた場合は対応を検討します。
10	土曜学習	コーディネーターが中心となって企画運営を行い、土曜日における児童の学習や体験活動を実施します。

## (2) 子育て支援サービスの充実

### <現状と課題>

少子化や核家族化の進行により、地域と子育て家庭のつながりが弱まり、身近に気軽に相談できる人や協力してもらえる人がいない家庭も増えています。こうした状況を踏まえ、子育ての不安や負担を軽減するためには、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めることが重要になります。

専業主婦家庭、ひとり親家庭、障がいを持つ親の家庭など、あらゆる家庭を対象に多様な子育て支援サービスを提供するとともに、相談や情報提供の充実が求められます。また、行政の関係部署が連携し、子育て支援に関する情報を一元化し、必要な情報を効率的かつ効果的に届ける仕組みを整えることが必要になります。特に、支援を必要とする家庭に対して、タイムリーで多様な情報発信を行い、安心して子育てができる地域社会の実現を目指すことが求められています。

### <基本的な方向性>

1. 地域における子育て支援サービスの充実に向けて、子育てに関する情報が得やすいよう、様々な情報発信の充実を図り、全ての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、保育所などの関係機関と連携し、緊急・一時的な保育を推進します。
2. 保育所地域活動事業の充実に向けて、保育所、認定こども園の行事を地域へ開放し、地域社会とのふれあいを通じて、こどもが健やかに成長できるよう努めます。
3. 相談助言体制の充実に向けて、地域において乳幼児と親が自由に集い、子育て中の親がいつでも気軽に相談したり、子育てに関する情報を交換したりできるよう、地域子育て支援拠点、保育所・幼稚園・ボランティアグループなど身近な機関に対して支援を行います。
4. 子育て支援サービスの利用支援体制の整備に向けて、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行います。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	子育て支援情報発信事業	西海市の広報紙や西海市ウェブサイト（スマートフォンにも対応）に子育て支援に関する記事を掲載します。また、母子手帳交付時などに「西海市子育てガイドブック」を配布します。
2	地域組織活動育成事業	月に1～2回、大島子育て支援センターにおいて、保育所・幼稚園に通っていない未就学児を対象に、地域のボランティアグループが中心となって、子育て支援活動を実施します。
3	地域子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤形成のため、子育て中の親子の交流の場の提供や育児不安等についての相談支援拠点事業において子育てについての講習会を開催し、児童の福祉の向上を推進するとともに、運営に対し補助金を支出することでこども・子育て支援の着実な推進を図ります。

No.	事業名	取組内容
4	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者（依頼会員）と当該援助を行いたい者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を西海市社会福祉協議会に委託しています。今後も子育て世帯を応援する事業に対し、支援を実施していきます。

### (3) 仕事と生活の両立

#### <現状と課題>

平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、社会の実現像を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事の責任を果たすと同時に、家庭や地域生活などで多様な生き方を選択・実現できる社会」と定めています。

近年、女性の就業率が向上し、男性にも家庭や育児での役割が期待される中、子育てがしやすい職場環境を整えるためには、男性の働き方の見直しも必要になります。このため、企業の理解と支援が不可欠であり、啓発活動が重要な役割を果たします。働く人々や企業、地域住民に「ワーク・ライフ・バランス」の意義を広め、関係機関や民間団体と協力して取り組む必要があります。

特に企業への啓発はまだ十分ではなく、認定制度やマーク（例：くるみん）を活用し、企業の意識向上に努めることが大切です。また、地域では、父親のP T A活動や地域活動を通じて、男女共同参画の観点から育児や家事の重要性を啓発することも求められます。

#### <基本的な方向性>

1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革の推進に向けて、広報活動、研修実施、情報提供等を、国、県、関係団体等の連携を図りながら推進します。
2. 育児休業等、様々な制度の普及啓発に向けて、西海市の広報紙や西海市ウェブサイト等を活用した広報により、働く人が育児休業を取りやすく、育児休業後も子育てをしながら働くことができるような機運の醸成に努めます。
3. 父親の子育て参加の促進に向けて、公民館事業やP T A事業により実施されるイベントを父親も気軽に参加できる交流の機会として活用し、父親の子育て参加意識の醸成に努めます。

#### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	ワーク・ライフ・バランスの啓発活動	住民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、合意形成を促すため、今後も周知を図ります。
2	育児休業制度等の情報提供	育児休業を取得しやすい職場環境等に関する講演会の開催や広報啓発を行います。
3	男性の育児への参加意識の醸成	男性の育児やP T A、地域活動への参加について情報提供を行います。

くるみんマーク



## (4) 子育ての経済的負担の軽減

### <現状と課題>

近年、こども1人当たりの子育てや教育にかかる費用が増加する一方で、雇用不安や家計収入の減少により、多くの家庭が経済的な負担を感じています。特に、ひとり親家庭や特別な支援を必要とする家庭にとっては深刻な問題であり、経済的な理由からこどもを育てることに不安を抱える家庭が増えています。また、これらに該当しない家庭でも、子育てにかかる費用への負担感は広く共有されています。このような状況に対応するためには、家庭の経済状況を十分に考慮しつつ、子育て家庭の経済的な負担を軽減するための支援を拡充することが求められます。具体的には、助成金や補助金など、家庭にとって実質的な支援となる施策を推進し、こどもを安心して生み育てられる環境を整える必要があります。

### <基本的な方向性>

1. 保育料の負担軽減に向けて、国が定めた保育料の基準より低い金額で保育料を設定し、保護者を経済的側面から支援します。
2. 幼児教育無償化に伴う国の新制度に基づき、私立幼稚園保育料の負担軽減に向けて、保育料の補助を行うとともに、子育てあんしん応援事業により、同時利用の2人目以降の保育料を無料とするなど支援措置を実施します。
3. 各種助成制度の周知徹底に向けて、西海市の広報紙や西海市ウェブサイト等を利用した広報を積極的に展開します。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	市独自の保育料基準額設定	安心して生み育てられる環境づくりの構築や保護者の負担軽減のため、国が定めた保育料基準額に比べ、低額に保育料を設定します。
2	児童手当、特別児童扶養手当、奨学資金貸付等の周知徹底	児童手当、特別児童扶養手当など各種制度の概要について、西海市の広報紙や西海市ウェブサイトに掲載します。
3	子育てあんしん応援事業	保育所等に同時に2人以上の園児を就園させている場合、2人目以降の保育料を無料とします。これに加えて第3子以降の園児についても無料化することとして多子世帯への負担軽減を実施しています。
4	副食費の無償化	幼児教育・保育の無償化により、原則、保護者負担となっている3歳以上児童の保育所等副食費について、国の基準を超えて全ての対象者の無償化を実施します。
5	こども医療費助成事業	本市に住所を有する小・中・高校生（18歳到達後の最初の3月31日まで）を対象として、1医療機関当たり、1日800円、1,600円/月を超える額を助成し、調剤薬局での調剤は全額を助成しています。今後もこの制度を維持し、市民の利便性向上に寄与していきます。

### 【幼児教育・保育無償化への対応】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別	対象となるこども	内容
幼稚園	3～5歳	新制度に移行している幼稚園は月額上限 2.57 万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業	0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子どもの利用料が無償化されます。
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用するこどもたちについて、利用料が無償化されます。
認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。
預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設*（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業*を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

## (5) 子育てしやすい生活環境の整備

### <現状と課題>

全ての人が安心して外出できる環境を整えるには、道路環境の整備とともに、交通安全教室や街頭指導を行い、安全意識や交通マナーの向上に努めることが重要です。また、公共施設や商業施設などでのバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者、こども連れの親子を含む誰もが利用しやすい環境を整備する必要があります。

さらに、西海市の広報紙や西海市ホームページを活用し、バリアフリー施設の状況などを広く発信することで、安心して外出できるまちづくりを目指します。子育て世帯への支援として、既存住宅を活用した子育て世帯向け賃貸住宅の供給支援や、就学前児童を持つ家庭への公共賃貸住宅の入居資格緩和・優先入居などの取組が求められます。

加えて、こどもが健やかに育つためには、ゆとりある住環境の整備が必要です。そのため、ストレスなく子育てできる安全で快適な住まいづくりや、ユニバーサルデザイン\*やバリアフリーに配慮した住宅の供給も進めていくことが必要となります。

### <基本的な方向性>

1. こども連れが外出しやすい環境の整備に向けて、市内の公共施設にベビーベッド、オムツ交換台等を設置し、子育て世帯に優しい環境づくりに努めます。また、道路、公的建築物等においては、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。
2. 安全・安心に通行することができる歩道の整備に向けて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成18年法律第91号）に基づき市道の改良事業を進め、こども、障がい者、高齢者の誰もが安心して外出できる道路環境の整備に努めます。
3. 人身事故の発生割合が高い生活道路の交通環境の改善に向けて、該当箇所を的確に把握した上で歩道整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。
4. 交通安全教育の推進に向けて、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民とも連携して、こども及び子育てを行う親、高齢者の三世代を対象とした参加体験型の交通安全教育を段階的かつ体系的に推進します。
5. チャイルドシート装着の普及啓発に向けて、ドライバーに対し街頭指導を行い、チャイルドシート着用を呼び掛け、その使用効果及び正しい使用方法について普及啓発を図ります。
6. 通学路や公園等における犯罪が起きにくい環境の整備に向けて、地域からの要望に応じて、必要な箇所に防犯外灯を整備します。
7. 公共賃貸住宅における子育て世帯等の居住の安定を図るため、入居の選考の際には多子世帯や就学前児童のいる世帯を加点対象とするなど子育て期にある多子世帯等の優先的な入居を推進します。
8. 住宅の確保に資する情報提供機能の充実に向けて、西海市の広報紙や西海市ウェブサイトにより公営住宅に関する情報を積極的に提供します。

## &lt;主要事業&gt;

No.	事業名	取組内容
1	子育てにやさしい公共施設の整備	市内の公共施設のバリアフリー化や各小中学校の大規模改修工事等の際に、トイレの多目的化を進めるとともに、ベビーベッド、オムツ交換台等の設置を促進します。
2	市道改良事業	危険箇所を把握し、危険性が高い市道から優先的に改良工事を行います。また、生活道路において地区要望等により整備が必要な市道があれば対応を行います。
3	高齢者と子どもの参加体験型交通安全教室	こども・親・高齢者の三世代が集い、参加体験することができる交通安全教室を開催します。
4	街頭指導	年4回の交通安全運動期間中に、市内各所においてドライバーに対して街頭指導（チラシ、啓発物品の配布）を行い、チャイルドシート着用指導を実施します。
5	防犯外灯整備事業	市内の生活道路において必要な箇所に防犯外灯を設置し、また、既存の防犯外灯の修繕を行います。
6	公営住宅整備事業	公営住宅の建設時には、ニーズに応じてファミリー世帯向けの住宅を整備します。
7	公営住宅入居者選考	公営住宅の入居選考においては、就学前児童がいる世帯は、加点対象とし、こどもを含む同居者の数が多いほど、得点が高くなる制度を引き続き採用します。
8	公営住宅に関する情報提供	奇数月の西海市広報紙への掲載、募集期間中の防災無線での放送、住宅建築課及び各総合支所での募集一覧の配布、西海市ウェブサイト及びデータ放送への掲載及び西海市公式LINEへの配信を実施します。

## 【成果指標】

評 価 指 標	平成5年度 実績値	令和 11 年度 目標値
育児休業取得率		
(就学前児童の父親)	11.0%	13.0%
(就学前児童の母親)	56.0%	73.0%
くるみん認定企業数	1社	3社
子育ての環境や支援に満足している保護者の割合		
(就学前児童の保護者)	35.0%	80.0%
(就学児童の保護者)	36.0%	80.0%

※育児休業取得率は、保護者の全体数から出産時に就労していなかった者の数を除いた数に占める出産時に育児休業を取得した保護者の割合

## 【確保方策】

## ①0歳児童保育

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量		11	11	11	10	10
確保量	教育・保育施設	36	36	36	36	36
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
	合計	36	36	36	36	36
確保方策の内容		西彼地区における0歳児の現定員数は36人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量		12	11	11	10	10
確保量	教育・保育施設	25	25	25	25	25
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
	合計	25	25	25	25	25
確保方策の内容		西海地区における0歳児の現定員数は25人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量		2	2	2	2	2
確保量	教育・保育施設	8	8	8	8	8
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
	合計	8	8	8	8	8
確保方策の内容		大島・崎戸地区における0歳児の現定員数は8人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量		4	4	3	3	3
確保量	教育・保育施設	14	14	14	14	14
	地域型保育事業	3	3	3	3	3
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
	合計	17	17	17	17	17
確保方策の内容		大瀬戸地区における0歳児の現定員数は17人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				

## ②1歳児童保育

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量		46	45	43	43	42
確保量	教育・保育施設	49	49	49	49	49
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
	合計	49	49	49	49	49
確保方策の内容		西彼地区における1歳児の現定員数は49人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量		24	32	31	30	28
確保量	教育・保育施設	34	34	34	34	34
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
	合計	34	34	34	34	34
確保方策の内容		西海地区における1歳児の現定員数は34人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量		16	15	15	15	14
確保量	教育・保育施設	15	15	15	15	15
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
	合計	15	15	15	15	15
確保方策の内容		大島・崎戸地区における1歳児の現定員数は15人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を下回る年度もありますが、ほぼ同数となっているため、現定員数を確保量とします。 今後の推移をみながら柔軟な対応を行っていきます。				
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量		9	13	12	10	9
確保量	教育・保育施設	19	19	19	19	19
	地域型保育事業	3	3	3	3	3
	企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
	合計	22	22	22	22	22
確保方策の内容		大瀬戸地区における1歳児の現定員数は22人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				

## ③2歳児童保育

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西彼地区	推計ニーズ量	59	65	64	60	59
	確保量	教育・保育施設	57	57	57	57
		地域型保育事業	-	-	-	-
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-
	合計	57	57	57	57	57
確保方策の内容		西彼地区における2歳児の現定員数は57人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を下回る年度もありますが、ほぼ同数となっているため、現定員数を確保量とします。 今後の推移をみながら柔軟な対応を行っていきます。				
西海地区	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	推計ニーズ量	27	22	28	27	27
	確保量	教育・保育施設	33	33	33	33
		地域型保育事業	-	-	-	-
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-
	合計	33	33	33	33	33
確保方策の内容		西海地区における2歳児の現定員数は33人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				
大島・崎戸地区	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	推計ニーズ量	12	12	12	12	11
	確保量	教育・保育施設	20	20	20	20
		地域型保育事業	-	-	-	-
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-
	合計	20	20	20	20	20
確保方策の内容		大島・崎戸地区における2歳児の現定員数は20人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				
大瀬戸地区	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	推計ニーズ量	16	8	11	10	8
	確保量	教育・保育施設	22	22	22	22
		地域型保育事業	4	4	4	4
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-
	合計	26	26	26	26	26
確保方策の内容		大瀬戸地区における2歳児の現定員数は26人となっています。 現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				

## ④3歳～就学前児童

&lt;保育&gt;

(単位：人)

西彼地区	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	推計ニーズ量	181	159	161	164	165
	確保量	教育・保育施設	198	198	198	198
		地域型保育事業	-	-	-	-
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-
	合計	198	198	198	198	198
西海地区	確保方策の内容	西彼地区における3歳以上児童の現定員数は198人となっています。現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				
	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	推計ニーズ量	113	108	93	88	88
	確保量	教育・保育施設	138	138	138	138
		地域型保育事業	-	-	-	-
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-
	合計	138	138	138	138	138
大島・崎戸地区	確保方策の内容	西海地区における3歳以上児童の現定員数は138人となっています。現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				
	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	推計ニーズ量	68	58	48	44	44
	確保量	教育・保育施設	67	67	67	67
		地域型保育事業	-	-	-	-
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-
	合計	67	67	67	67	67
大瀬戸地区	確保方策の内容	大島・崎戸地区における3歳以上児童の現定員数は67人となっています。現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				
	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	推計ニーズ量	56	56	44	44	39
	確保量	教育・保育施設	75	75	75	75
		地域型保育事業	-	-	-	-
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-
	合計	75	75	75	75	75
	確保方策の内容	大瀬戸地区における3歳以上児童の現定員数は75人となっています。現定員数が推計ニーズ量を満たすことから、現定員数を確保量とします。				

## &lt;教育（西海市内全域）&gt;

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	28	25	23	23	22
確保量	99	99	99	99	99
確保方策の内容	市内全域における認定こども園の1号認定及び幼稚園の定員数は99人となっています。定員数が推計ニーズ量を満たすことから、定員数を確保量とします。今後も受入体制を維持していきます。				

## &lt;⑤ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）&gt;

(単位：延利用者数／人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	140	143	147	148	151
確保量	140	143	147	148	151
確保方策の内容	推計ニーズ量を確保量とします。現在、西海市社会福祉協議会が実施しており、今後も市民ニーズに対応できるよう受入体制の維持、支援等を行います。				

## &lt;⑥一時預かり事業&gt;

## &lt;■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）&gt;

## &lt;1号認定による不定期な利用&gt;

(単位：延利用者数／人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	1,188	1,188	1,188	1,188	1,188
確保量	1,188	1,188	1,188	1,188	1,188
確保方策の内容	対象となる1号認定児童の定員数を推計ニーズ量並びに確保量とします。				

## &lt;2号認定による定期的な利用&gt;

(単位：延利用者数／人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	5,736	5,736	5,736	5,736	5,736
確保量	5,736	5,736	5,736	5,736	5,736
確保方策の内容	対象となる2号認定児童の定員数を推計ニーズ量並びに確保量とします。				

## ■幼稚園の在園児以外の一時預かり

(単位：延利用者数／人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	64	65	66	66	67
確保量	588	588	588	588	588
確保方策の内容	令和5年度の実績（受入開所日数）を基にした数値を確保量とします。				

## ⑦延長保育事業

(単位：人)

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西彼地区	推計ニーズ量	142	135	129	121	114
	確保量	142	135	129	121	114
	確保方策の内容	推計ニーズ量を確保量とします。今後も市民ニーズに対応できるよう受入体制を維持していきます。				
	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西海地区	推計ニーズ量	51	49	46	43	41
	確保量	51	49	46	43	41
	確保方策の内容	推計ニーズ量を確保量とします。今後も市民ニーズに対応できるよう受入体制を維持していきます。				
	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大島・崎戸地区	推計ニーズ量	0	0	0	0	0
	確保量	0	0	0	0	0
	確保方策の内容	現在、大島・崎戸地区では延長保育事業は実施されていませんが、今後、需要の有無を見極めながら柔軟な対応を行っていきます。				
	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大瀬戸地区	推計ニーズ量	10	10	9	9	8
	確保量	10	10	9	9	8
	確保方策の内容	推計ニーズ量を確保量とします。今後も市民ニーズに対応できるよう受入体制を維持していきます。				

**⑧病児・病後児保育事業**

(単位：延利用者数／人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	707	732	761	776	799
確保量	2,168	2,168	2,168	2,168	2,168
確保方策の内容	<p>現在、市内の病児・病後児保育の事業所は3か所、定員は1日当たり10人となっており、年間の供給量は2,168人日です。</p> <p>現在の供給量を確保量とし、今後も体制の維持を行っていきます。</p> <p>また、西九州させぼ広域都市圏事業において広域圏での病児・病後児保育への対応も行っており、今後も併せて推進していきます。</p>				

**⑨多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

本事業については、市として積極的に展開していく予定はありません。

今後は事業者からの申請に基づき、必要に応じて事業を展開することとします。

## ⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

(単位：在籍児童数／人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西彼地区	低学年	150	143	136	128	121
	高学年	92	87	84	78	74
	合 計	242	230	220	206	195
確保量		265	265	265	265	265
確保方策の内容		西彼地区では現在、4か所、定員 265 人で放課後児童クラブを実施しています。 推計ニーズ量を定員数が上回っているため、定員数を確保量とします。 今後も市民ニーズに対応できるよう受入体制を維持していきます。				
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西海地区	低学年	80	76	73	68	64
	高学年	44	42	40	37	35
	合 計	124	118	113	106	100
確保量		157	157	157	157	157
確保方策の内容		西海地区では現在、4か所、定員 157 人で放課後児童クラブを実施しています。 推計ニーズ量を定員数が上回っているため、定員数を確保量とします。 今後も市民ニーズに対応できるよう受入体制を維持していきます。				
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大島・崎戸地区	低学年	43	41	39	37	35
	高学年	14	13	13	12	11
	合 計	57	54	52	49	46
確保量		80	80	80	80	80
確保方策の内容		大島・崎戸地区では現在、2か所、定員 80 人で放課後児童クラブを実施しています。 推計ニーズ量を定員数が上回っているため、定員数を確保量とします。 今後も市民ニーズに対応できるよう受入体制を維持していきます。				
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大瀬戸地区	低学年	69	66	63	59	56
	高学年	53	50	48	45	43
	合 計	122	116	111	104	98
確保量		151	151	151	151	151
確保方策の内容		大瀬戸地区では現在、4か所、定員 151 人で放課後児童クラブを実施しています。 推計ニーズ量を定員数が上回っているため、定員数を確保量とします。 今後も市民ニーズに対応できるよう受入体制を維持していきます。				

### 3 すべての子どもの育ちを保障するまちづくり

#### (1) 子育て支援の輪（ネットワーク）の構築

##### <現状と課題>

親が安心して子どもを生み育て、子どもが夢を持ちながら健やかに成長できる環境を築くには、地域全体で支える仕組みを整えることが大切です。そのためには、地域社会、学校、企業などが積極的に連携し、親子を支えるためのネットワークを形成することが必要です。このネットワークが、親たちの子育てに関する不安や負担を軽減し、また、子どもたちが安心して成長できる居場所を提供することで、親子が地域で温かく見守られながら暮らしていける環境が実現します。地域全体で子育てを支える取組は、親子にとっての安心感を高めるだけでなく、未来を担う子どもたちの可能性を広げることにもつながります。地域が一丸となって協力する姿勢こそが、持続可能な社会の基盤をつくる鍵となるのです。

##### <基本的な方向性>

1. 子育て支援に従事する関係者が集まり互いの情報を共有できる場を確保し、子育て支援のネットワーク構築を推進します。
2. 保育所等において、保護者同士の仲間づくりの促進や情報交換及び相談の場を提供することにより、サービス利用者間のネットワークづくりや、気軽に相談できる場づくりを支援します。
3. 子育て支援センター等において、親子で参加できるサークル活動を支援します。

##### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	地域子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤形成のため、子育て中の親子の交流の場の提供や育児不安等についての相談支援拠点事業において子育てについての講習会を開催し、児童の福祉の向上を推進するとともに、運営に対し補助金を支出することで子ども・子育て支援の着実な推進を図ります。
2	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を有効に活用し、子どもに対する地域全体の支援体制を構築するための連携を更に強化します。また、児童相談所、教育委員会との連携による対応強化を図ります。今後、子ども家庭センターの設置を行い、児童・保護者に対し切れ目のない支援を目指します。
3	民生委員・児童委員との連携	各地区の民生委員児童委員協議会に出向き、地域における見守りの協力依頼・研修会案内を行います。
4	妊娠・出産・子育て地域活動支援事業	子育てに関係する機関が自主的に行う研修会などの活動に対し、支援を行います。
5	乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに利用できる「子ども誰でも通園制度」について、制度の周知を図ります。

## 重層的支援体制の整備について

重層的支援体制整備事業\*は、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような暮らしの困りごとに対応するため、「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築する重層的なセーフティネット\*であり、その支援対象者は福祉、介護、保健、医療、住まい、就労、教育及び地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱える全ての市民です。

本市では、本事業の実施体制を構築し、市全体で「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、市民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる仕組みを構築します。

## (2) 障がい児支援施策の充実

### <現状と課題>

障がいの原因となる疾病や事故を予防し、早期に発見・治療するためには、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査や、学校での健康診断の推進が重要になります。また、保健、医療、福祉、教育などの関連施策を連携させ、児童発達支援や放課後等デイサービス\*といった適切な支援体制の整備を進めるとともに、育児相談の充実を図り、各家庭の状況に応じた効果的な支援を実現することが求められます。

発達の遅れや障がいがある、又はその可能性があるこどもへの相談支援や指導及び保護者への精神的ケアを充実させるため、西海市療育支援相談センター「陽だまり」を中心に相談体制を整備する必要があります。さらに、時津町の児童発達支援センター「ひまわりの園」や関連事業者との連携を深めながら、継続的な療育支援を推進していくことが大切です。

### <基本的な方向性>

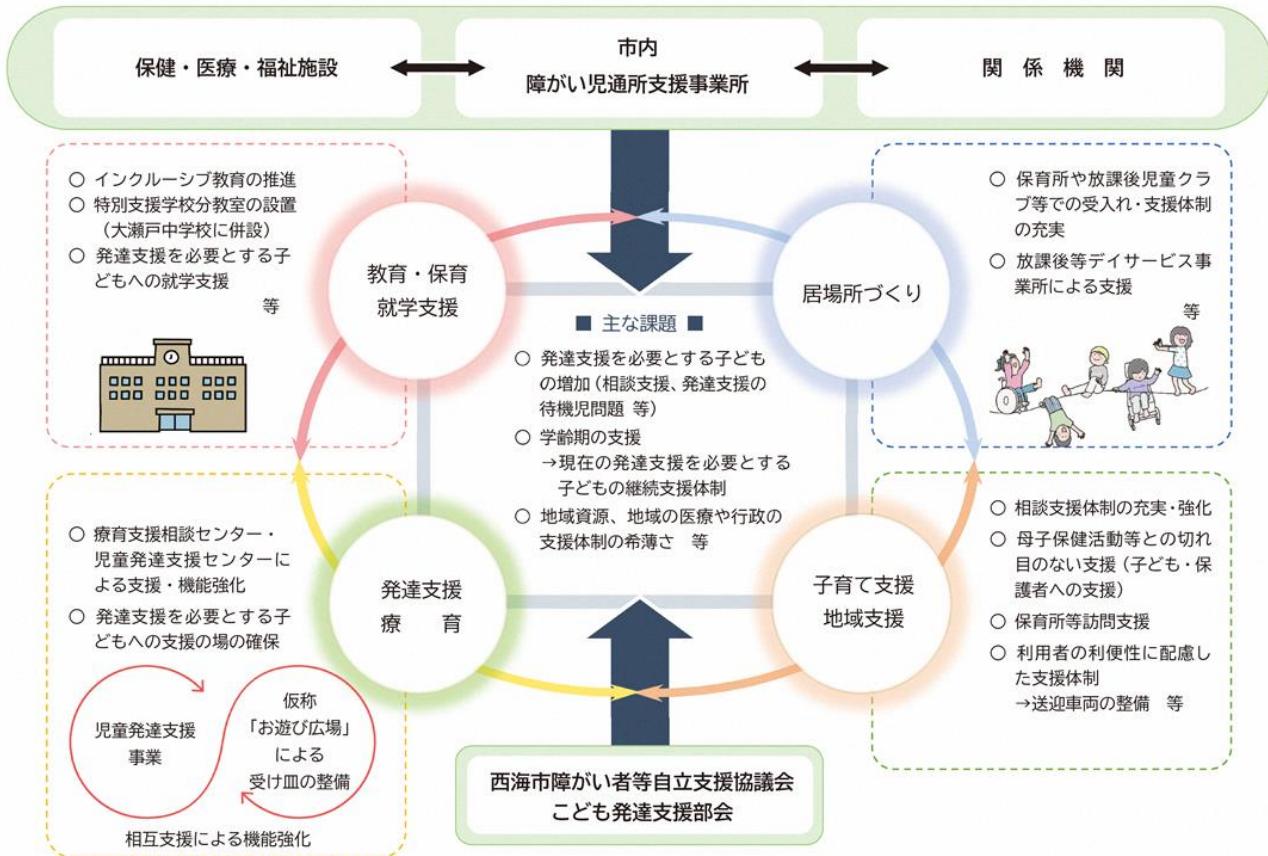
1. 障がい児の子育て支援の総合的な取組の推進に向けて、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、障がい児を持つ家庭を支援する体制づくりを推進します。
2. 疾病等の早期発見・治療の推進に向けて、乳幼児健診における医師や保健師・栄養士による指導を充実し、関係機関の連携による障がい児への適切な療育に努めます。
3. 療育相談及び指導等の充実に向けて、保護者に対し西海市就学相談会や県教育センターが行う巡回教育相談等の情報提供を行い、早期からの適切な教育相談ができる体制を整備します。
4. 教育、療養に特別なニーズがあるこどもの教育支援の充実に向けて、障がい児を持つ親が安心して相談することができ、早期教育を適切に推進できるよう、保健福祉部門と教育委員会の連携、そして、特別支援学校、保育所、幼稚園等との連携を図ります。
5. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画と整合を図り、障がいがある児童や発達に遅れのある児童等に対する支援を充実します。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する相談・指導等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
2	療育保育事業	特別な配慮を要するこどもの保育を実施するために保育士を加配している保育所等に対して補助を行います。充実した保育にするため、保育士の配置基準や補助額について拡充します。
3	放課後児童クラブ障がい児受入れ	障がい児を受け入れる、又は受け入れの態勢を整えている学童クラブに対して補助を行います。今後も国の基準と同様の配置基準を継続して補助を行っていきます。

No.	事業名	取組内容
4	障害児通所支援事業	児童発達支援 障がいを持つ未就学のこども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
		放課後等デイサービス 就学している障がいを持つこども等に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、機会を提供します。
		保育所等訪問支援 保育所や小・中・高校を訪問し、通所通学する障がいを持つこども等に、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
		障害児相談支援 障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
5	地域生活支援事業	障がい者等相談支援事業 身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口として、どこでも同じように相談支援が行えるよう、困難ケースの相談、指導助言等について支援を図ります。
6	「ひまわりの園」の障がい児等療育支援事業など専門相談事業（県事業）	「ひまわりの園」の障がい児等療育支援事業（県事業）を有効活用します。相談・指導を希望する障がい児に対し、園等訪問による巡回相談を実施します。また、外来の方法により、専門的な療育相談や指導を実施します。
7	すくすく相談	乳幼児健診にて臨床心理士による母親への支援や児童の発達支援を目的とした相談事業を実施します。
8	新生児聴覚検査事業	聴覚障がいを早期に発見するために行う新生児聴覚検査の一部助成を行います。

■障がい児支援体制の整備イメージ



### (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

#### <現状と課題>

ひとり親家庭では、子育てと仕事を一人で担う負担が大きく、経済的自立を目指すための支援が必要な家庭も少なくありません。加えて、経済面だけでなく健康面や精神面など、多岐にわたる課題を抱えていることが特徴です。そのため、現状を的確に把握した上で、福祉サービスの充実を図り、子育てに悩む親への相談支援、就業支援、教育資金の貸付けといった経済的助成を総合的かつ適切に実施することが求められます。本市では、ひとり親家庭への支援をワンストップで提供できる体制整備を進め、相談員を配置することで、保護者が抱える多様な問題への相談・指導体制を強化することが必要になります。

#### <基本的な方向性>

- ひとり親家庭への子育て支援の充実に向けて、保育所等の入所に際して優先的に利用できるよう配慮するなど、ひとり親家庭への子育て支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭の就業の促進に向けて、必要な就業能力を身に付ける母子自立支援プログラム事業及び母子家庭等自立支援給付金事業を展開し、自立した生活を促します。
- ひとり親家庭に対する相談体制の充実に向けて、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援する母子・父子自立支援員を配置するなど、ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図るとともに、施策・取組に関する情報提供を推進していきます。

#### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	ひとり親日常生活支援事業	ひとり親家庭で仕事や病気のため、日常生活が困難な場合、支援員を派遣して家事、子育てについて支援します。
2	母子自立支援プログラム事業	ひとり親家庭が安定的な収入を得ることにより自立した生活を送ることができるよう、スキルアップやマッチングなどによる就業支援を行います。
3	母子家庭等自立支援給付金事業	高等職業訓練給付金や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親の就職に有利となる資格の取得を促進します。
4	母子・父子自立支援員の配置	子育てや生活の支援等の福祉サービスを推進するため、母子・父子自立支援員を1名配置し、母子・父子福祉資金の貸付け相談業務など自立に向けた幅広い支援を行います。
5	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給します。

#### (4) 虐待やいじめ等からこどもを守る対策の充実

##### <現状と課題>

児童虐待やいじめは、こどもの心身に深い傷を残し、時には命を脅かす深刻な問題となります。虐待の背景には、家庭内の葛藤や育児の孤立感、社会的要因など多岐にわたる要素があるため、これに対応するには、家庭相談や健診、家庭訪問などを通じて保護者の不安やストレスを軽減する仕組みが必要となります。

また、虐待を防ぐには、地域住民を巻き込んだ意識啓発や、通報先の周知徹底が不可欠となります。さらに、虐待を早期に発見し対応するため、福祉関係者だけでなく地域全体が連携し、医療機関と情報を共有する仕組みづくりが重要となります。一方、いじめや不登校、非行などには、専門的な相談体制の強化が求められることになります。これに加え、学校、家庭、地域が連携したネットワークを構築し、こどもが安全で充実した学校生活を送れるよう、施設整備などの環境改善を進めることが大切となります。

##### <基本的な方向性>

1. 虐待の発生予防に向けて、日常的な育児相談機能の強化や訪問指導のほか、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心にサポートを強化し、保護者の孤立化を防ぐとともに、虐待についての理解を深めるための情報提供や児童虐待防止対策研修を実施します。
2. 虐待の早期発見・早期対応に向けて、民生委員・児童委員との連携を強化し、地域における見守り活動を推進します。また、乳児家庭全戸訪問時において虐待リスクの高い家庭を把握し、状況に応じて育児を支援します。
3. 社会福祉士や保健師、家庭児童相談員、こども家庭支援員を配置し、こどもとその家庭や妊産婦に対し、専門的で総合的な支援を行うこども家庭センターの整備を図り、子育て世帯の家庭への支援の充実を図ります。また、研修等により、職員の資質の向上を図ります。
4. 虐待を受けた児童等の保護・支援に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能を充実し、関係機関等との連携を行うことで、虐待のおそれがあるこどもに速やかに対処するよう努めるとともに、虐待を受けたこどもや保護者の保護を行います。
5. いじめ・少年非行等の問題行動や不登校に対する相談体制の充実に向けて、学校内にこどもたちの日頃の悩みの相談に応じる心の教室相談員の配置や西海市教育支援センターの活用など相談体制の強化に努めるとともに、学校、家庭、地域及び民生委員・児童委員等の関係機関との間のネットワークづくりを推進していきます。

## &lt;主要事業&gt;

No.	事業名	取組内容
1	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を有効に活用し、こどもに対する地域全体の支援体制を構築するための連携を更に強化します。また、児童相談所、教育委員会との連携による対応強化を図ります。また、こども家庭センターと連携し、児童・保護者に対し切れ目のない支援を目指します。
2	子育て支援情報発信事業	西海市ウェブサイトにおいて、児童虐待防止等に関する各種情報を掲載します。
3	児童虐待防止対策研修事業	児童虐待について理解を深め、虐待の早期発見、予防につなげる発表を行う研修を行います。関係者の質の向上や一般住民も含めた研修会を開催し、虐待に関する知識の普及も図ります。
4	家庭相談員・こども家庭支援員の配置	児童虐待防止を推進するため、家庭相談員及びこども家庭支援員を配置します。今後は、相談員の研修に努め、各機関と連携しながら支援を行います。
5	乳幼児健診未受診者・予防接種未接種者の把握	乳幼児健診の未受診者は家庭訪問や園訪問などで状況を把握します。予防接種の未接種者は、その理由の把握を行います。
6	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師、助産師、各地域の母子保健推進員が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握に努め、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。
7	養育支援訪問事業 (子育て世帯訪問支援)	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する相談・指導等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
8	心の教室相談員の配置	市内の中学校4校に心の教室相談員を配置し、生徒が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげることができるように、相談体制の充実を図ります。
9	西海市教育支援センターの設置 (児童育成支援拠点)	西海市教育支援センターを設置し、心理的要因等で学校に登校できないこどもたちに対し、適切な相談、指導及び援助を行い、学校復帰を支援するために西海市教育支援センター指導員を配置することで、支援を行います。
10	いじめ問題対策協議会の設置	西海市いじめ問題対策協議会において、市内各小・中学校のいじめ等に関する現状把握・意見交換を行い、いじめ防止対策に努めます。

## (5) こどもを対象とした犯罪等の防止

### <現状と課題>

こどもを犯罪などの被害から守るためにには、地域全体で一丸となった取組が求められます。具体的には、犯罪や不審者情報の迅速な提供や共有を行い、関係機関や団体との連携を深めることが重要です。また、こどもが日常的に利用する通学路などの定期的なパトロール活動や、防犯に関する知識を広めるための講習会の実施、防犯活動に取り組むボランティアの支援も必要不可欠です。

これらの活動を警察や防犯協会などと協力して進めることで、地域全体の安全意識を高めることができます。しかし、行政や団体の取組だけでなく、市民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識を持つことが重要です。こうした地域全体の協力体制があつてこそ、こどもたちが安心して過ごせる環境の実現につながります。

### <基本的な方向性>

1. 犯罪等に関する情報の共有化及び地域ぐるみの防犯体制の充実に向けて、PTA等の学校関係者、西海市防犯協議会、警察など関係機関・団体間においてネットワークの構築を図ります。
2. 地域住民との協働によるパトロール活動の推進に向けて、学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や関係機関・団体が連携して、地域安全運動等のパトロール活動を実施します。
3. こども犯罪被害防止に向けて、こどもを対象とした防犯指導を実施し、防犯に対する意識の向上に努め、こどもの犯罪被害を防止します。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	西海市防犯協議会	関係者で構成する「西海市防犯協議会」を組織し、防犯関係機関（西海警察署、区長会代表者、学校関係者、私設パトロール隊）と連携します。今後も、年1回協議会総会を開くほか、防犯パレードなども実施し、防犯活動の強化を行います。
2	地域安全運動	年間を通して、青色回転灯装備車両を活用してパトロールを行い、犯罪防止につなげていきます。不審な物、人物、車両等を発見した際は、西海警察署へ通報し、犯罪防止・早期発見に努めます。
3	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめなどの問題行動に対応するため、専門的な立場から支援や助言を行うスクールソーシャルワーカーを県・市から1名ずつ配置していきます。また、スクールカウンセラーについては、中学校を拠点校、中学校区内にある小学校をエリア校とする拠点校方式により、全ての小・中学校に配置することで、市内全学校での相談体制の充実に努めます。

## (6) 経済的困難を抱える家庭への支援

### <現状と課題>

令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。この大綱では、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困の問題を家庭だけの責任とせず、包括的かつ早期の支援を進める方針が示されています。本市における子どもの貧困の状況は、平成30年度に県が実施した調査によると、貧困率が14.0%と県全体よりも高くなっています。特に貧困家庭やひとり親家庭における進学に関する意欲が低く、その理由として家庭での学習習慣が身に付いていないことが考えられます。これらの環境要因が子どもの学習意欲や自己肯定感に影響を及ぼし、結果として貧困の連鎖を引き起こす可能性が懸念されています。こうした連鎖を断ち切り、全ての子どもが将来への希望を持って成長できる社会を実現するためには、今後も子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが求められます。

### <基本的な方向性>

1. 母親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援が届かない、又は届きにくい子どもや家族に対して、関係機関が連携しながら支援を行います。
2. 子どもの学習意欲や自己肯定感を育み、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持ちながら育つことのできるよう支援します。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	生活困窮者の自立支援	生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口として「西海市生活支援相談室」を設置し、適切にアセスメントを実施し、必要な支援の提供につなげたり、関係機関と連携を図ります。また、状況に応じた就労支援や家計改善に向けた支援を実施し、対象者を早期に把握し適切な支援につなげます。
2	ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施	施策の窓口である市役所において総合的な相談を実施します。
3	母子家庭等自立支援センター事業	就業相談、職業紹介、技術習得等を目指すセミナーや講習会等、就業に向けた支援を実施するとともに、生活上の相談など電話相談や法律相談を実施します。
4	児童扶養手当等の支給	収入を補完するための手当の支給による支援を実施します。
5	ひとり親家庭等医療費助成	20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母又は父及び高校に在学していない18歳未満の子又は、高校在学中で18歳に到達する年度の3月31日までの子にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。
6	就学援助	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して、学用品などの費用を援助します。
7	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。

No.	事業名	取組内容
8	ひとり親家庭生活向上事業	ひとり親家庭を対象にこどものしつけや育児、健康などについての講習会を開催します。
9	子どもの居場所づくりサポート事業	生活困窮者の支援体制構築を目的としたプラットフォーム*を設置し補助するなど、子ども食堂や学習支援などを行うボランティア団体の活動に対し、こどもと支援団体をつなぐコーディネートなどの支援を行います。今後も市内における子ども食堂等の居場所との連携を密にし、ネットワークをよりよいものとしていきます。

## (7) 多様な文化をもったこどもと家庭への支援

### <現状と課題>

グローバル化の進展により、海外で生活し帰国する日本人や、日本国内で暮らす外国人の数が増加しており、今後もその傾向が続くと予想されています。その結果、海外での生活経験を持つこどもや外国にルーツを持つこども、また国際結婚をした親を持つこどもなど、様々な背景を持つこどもたちが増えることが考えられます。このような家庭やこどもたちが日本で暮らし、成長する中では、言語や文化、生活習慣の違いによる多様な困難が生じる可能性があります。そのため、彼らが日本の社会環境に順応し、親が安心して子育てを行えるように、必要な支援を充実させることが重要です。

### <基本的な方向性>

1. 全てのこどもが隔たりなく成長でき、豊かな心や健やかな身体を育んでいくため、外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるよう、多言語による情報提供や相談体制の充実を図ります。
2. 外国人のこどもが利用する教育・保育施設に対して、文化や生活習慣の違いからくる障害をなくすための情報提供に努めます。

### <主要事業>

No.	事業名	取組内容
1	多言語による総合的な市政情報の提供及び相談体制の充実	外国人が安心して暮らせるよう、西海市ホームページにおける多言語による市政情報の提供や運営の充実を図ります。
2	母子保健の外国語への対応	母子保健事業において、タブレットを用いた多言語での相談や支援を行ったり、外国語版の母子健康手帳を配布したりすることで、外国人が安心してこどもを生み育てやすい環境を整備します。
3	国際理解教育の推進	英語を母国語とする外国人をALTとして小・中学校に配置し、外国語でのコミュニケーション能力を高め、英語教育の充実を図ります。また、日本人の英語教育指導員の配置やエンジョイ・イングリッシュ（英語を用いた外国人との交流学習）を実施し、国際理解教育を推進していきます。
4	外国人の子どもに対する保育所等の受け入れ態勢の充実	外国人のこどもが、保育所等での生活に対応できるように関係機関と連携し支援します。

## 【成果指標】

評価指標	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
生後4か月未満の乳児がいる家庭への訪問率 (乳児家庭全戸訪問事業)	97.4%	100.0%
周囲の人（近隣、友人等）に支えてもらって子育てをしているという実感がある保護者の割合		
（就学前児童の保護者）	61.0%	85%
（就学児童の保護者）	66.0%	80%
障がい児の受入れを行う保育所等の割合	100.0%	100.0%
不登校児童生徒の人数（出現率）		
（小学生）	21人（1.81%）	0人（0%）
（中学生）	49人（7.96%）	0人（0%）

## 【確保方策】

### ①利用者支援事業

#### ■こども家庭センター型

妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握した上で、支援プランを作成する事業を実施していきます。

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1
確保方策の内容	健康ほけん課において母子保健機能を、こども家庭課において児童福祉機能を担当し、各種相談等に対応するとともに、状況に応じて情報の共有、連携した支援を協議する合同会議を開催します。				

## ②地域子育て支援拠点事業

(単位:延利用者数／人月)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	1,590	1,510	1,440	1,350	1,280
確保量（か所）	3	3	3	3	3
確保方策の内容	現在、西彼地区では3か所で地域子育て支援拠点事業を行っており、現在の実施箇所数を確保量とします。				
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	1,379	1,311	1,253	1,174	1,111
確保量（か所）	3	3	3	3	3
確保方策の内容	現在、西海地区では3か所で地域子育て支援拠点事業を行っており、現在の実施箇所数を確保量とします。				
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	3,258	3,098	2,961	2,774	2,624
確保量（か所）	2	2	2	2	2
確保方策の内容	現在、大島・崎戸地区では2か所で地域子育て支援拠点事業を行っており、現在の実施箇所数を確保量とします。				
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	725	689	659	617	584
確保量（か所）	1	1	1	1	1
確保方策の内容	現在、大瀬戸地区では1か所で地域子育て支援拠点事業を行っており、現在の実施箇所数を確保量とします。				

## ③乳児家庭全戸訪問事業

(単位:訪問乳児数／人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量（訪問数）	91	76	64	53	44
確保量	91	76	64	53	44
確保方策の内容	今後も継続して事業を展開し、子育て支援に関する情報提供を行います。				

## ④養育支援訪問事業他

## ■養育支援訪問事業（子育て世帯訪問支援）

(単位：訪問乳児数／人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	16	16	16	15	15
確保量	16	16	16	15	15
確保方策の内容	今後も継続して事業を展開します。				

## ■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

関係機関の各種会合に参加し、情報の交換を行うなど、様々な機会を捉えて関係機関との連携強化に努めるとともに、国や県等の事業を利用し専門的な研修会の開催や参加などに努めます。

## ⑤子育て短期支援事業

(単位：延利用者数／人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	4	4	3	2	2
確保量	4	4	3	2	2
確保方策の内容	現在、市内に子育て短期支援事業の施設はありませんが、推計ニーズ量を確保量とします。 緊急時など適切に利用者の保護を行うことができるよう今後も関係施設との連携を図ります。				

## ⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度未移行幼稚園への副食費助成など、国の動向に応じて、助成を実施していきます。

## ⑦西海市教育支援センター設置事業（児童育成支援拠点事業）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量（人）	15	15	15	15	15
確保量（か所）	2	2	2	2	2
確保方策の内容	今後も継続して事業を実施し、心理的要因等で学校に登校できないこどもたちに対し、適切な相談、指導及び援助を行い、学校復帰を支援するため支援を行います。				

### ⑧乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	-	8	7	7	6
確保量	-	8	7	7	6
確保方策の内容	令和7年度は本格実施前の試行的事業のため、本格実施は令和8年度からを予定し、保育所や認定こども園等での実施を基本とし、量の見込みの確保を図ります。事業実施に当たっては保育士の確保が課題ですが、就労要件を問わず一定時間の利用ができる「こども誰でも通園制度」について、制度の周知を図ります。				

### ⑨親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。相談や訪問、関係機関等を通じてニーズの把握に努めるとともに、他市町村の取組状況の調査や先進地の視察を行いながら府内関係課及び関係機関と協議し、ニーズに対応できるような体制整備等、実施に向けて今後、検討します。

(単位：組)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計ニーズ量	-	1	1	1	1
確保方策の内容	支援を必要とする世帯のニーズを確認し、事業の導入に向けた検討を行います。				

### ⑩妊婦等包括相談支援事業

妊婦及び子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊婦及び子育て家庭に寄り添い、継続的に相談に応じ必要な支援を行う事業です。

本市では子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦に対して保健師や看護師による面談や継続的な情報発信を行い、安心して出産・子育てができるように支援を行っています。

推計ニーズ量、確保方策については、上記より子育て世代包括支援センター事業の内容とし、今後の相談や関係事業等を通じてニーズ量などの状況把握に努め、確保方策の見直しも実施していきます。

### ⑪子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー\*を含む）とする家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

本市では養育支援事業等において、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による具体的な養育に関する相談・指導等を訪問により実施しています。今後は社会福祉士や保健師、家庭児童相談員、こども家庭支援員による専門的で総合的な支援を行うこども家庭センターの設置により、更に子育て世帯や妊産婦等への支援の充実を図ります。

推計ニーズ量、確保方策については、上記より養育支援事業の内容とし、今後の相談や訪問、関係事業等を通じてニーズ量など状況把握に努め、確保方策の見直しも実施していきます。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 市の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、子ども・子育て支援法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用したりするために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力すること。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力すること。

## 2 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、子ども・子育て支援法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体でこどもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市はもとより、家庭や地域、認定こども園、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

### （1）行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うことから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施します。

また、こども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等のこども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

さらに、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による次世代育成支援対策地域協議会と庁内の推進会議を設置し、この計画に基づく施策の実施状況を公表し協議することで、市民の意見を計画の推進に反映させます。同時に、推進会議では、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行います。

また、子育て支援施策に関する各種情報や制度の説明等について、西海市の広報紙、西海市ウェブサイトや西海市公式LINE等のSNSを活用し、広く周知を図るとともに、関係団体や施設等にも情報共有及び利用者や関係者への情報提供の協力をお願いし、市民に「つながる」「つたわる」ネットワークの構築を目指します。

### （2）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが大切です。この認識に基づき、こどもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、市民一人ひとりは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画します。

### （3）地域社会の役割

こどもは地域社会の中で社会性を身に付けて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、全てのこどもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、こども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

#### **(4) 企業・職場の役割**

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスが取れるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参画します。

#### **(5) 各種団体の役割**

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすために、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援します。

### 3 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制のもとにこども・子育て支援を推進することを目指します。

#### (1) 市内における関係者の連携と協働

本市は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うに当たり、各種情報や制度の説明、情報提供等への協力も含め、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援事業を行う者や関係団体と相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていきます。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、こどものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援できることが重要となります。

特に、こども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っていただく教育・保育施設である認定こども園、保育所や幼稚園、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者及び関係団体との連携が重要となります。そのため市内関係者との円滑な連携、協働が可能となるよう積極的に関与していきます。

#### (2) 近隣市町との連携と協働

こども・子育て支援の実施に当たり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、本市は、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、病児保育など市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住することもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

#### (3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関する全ての事業の一体的な推進や、家庭教育の支援施策を行う本市の関係各課との密接な連携を図ります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うことになっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

## 資料編

### 1 西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例

平成21年3月23日西海市条例第6号

改正

平成25年6月25日条例第38号

令和4年7月7日条例第15号

令和4年12月28日条例第27号

#### 西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、西海市における次世代育成支援対策の推進に関して必要な措置について協議するとともに、子ども・子育て支援の推進に関し審議するため、西海市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策の総合的な検討及び係る施策の推進に関し、協議すること。
- (2) 次世代育成支援地域行動計画の策定に関し、協議すること。
- (3) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項に関し、審議すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉、保健又は教育の各分野の関係者
- (2) 現に子育て中である保護者
- (3) 子育てを支援する業務に従事する者
- (4) 市内に事業所を有する事業主
- (5) 公募により選考される者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が委嘱し、又は適當と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、協議会の設置後最初の会議は、市長が招集するものとする。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第7条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した関係人には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年西海市条例第40号）の規定により、費用弁償を支給する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）に定めるところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月25日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月7日条例第15号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月28日条例第27号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 西海市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

	所 属 団 体 等	氏 名	備考
1	西彼杵医師会市内代表 大島ながたクリニック	永田 純一	
2	長崎県西彼保健所	太田 希	
3	西海市民生委員児童委員協議会連合会 会長	坂本 純敏	
4	西海市保育会 会長	谷口 剛	
5	西海市校長会 西海小学校 校長	吉村 裕雄	会長
6	西彼中央幼稚園 園長	岡野 美穂	副会長
7	西海市P T A連合会	竹口 健一郎	
8	大島こども園 保護者会	風呂田 麻弥	
9	療育を考える会	中野 美沙子	
10	西海市学童保育連絡協議会 会長	津本 保弘	
11	西海市商工会	前川 優也	
12	連合長崎地域協議会西彼北部ブロック	小路 日南太	

(任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日)

### 3 用語定義

※（ ）内の「法」は「子ども・子育て支援法」を略したものです。

#### か行

##### 確保量

現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類ごとの提供可能な量（供給量）。

##### 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条第6項）

##### 教育・保育施設

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所。（法第7条第4項）

##### 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条第8項）

##### こども・子育て支援

全てのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施することも及びこどもの保護者に対する支援。（法第7条第1項）

##### こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育や教育、医療を受けられないと、こどもが多様な体験の機会を得られないことのほか、こどもの権利利益が害されたり、社会から孤立したりすることのないようにするために、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律。令和6年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、名称も変更された。

#### さ行

##### 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業。（法第7条第9項）

## 施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第 11 条）

## 市町村子ども・子育て支援事業計画

5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第 61 条）

## 児童の権利に関する条約

世界の多くの児童（児童については 18 歳未満の全ての者と定義。）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの。

## 重層的支援体制整備事業

介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような暮らしの困りごとに対応するため、「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築する事業。

## 小1の壁

小学校入学後、子どもの生活リズムや環境に変化が生じ、仕事と子育ての両立が難しくなること。

## 小規模保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。（法第 7 条第 7 項）

## 推計ニーズ量

将来推計人口や事業の利用実績等から算出される当該年度のニーズ量（需要量）。

## スクールカウンセラー

学校の教育相談体制、児童生徒指導体制の中で、いじめ、暴力、不登校等の問題行動や、発達の課題、精神科領域の問題、家庭環境や親子関係の課題等、児童生徒が抱える様々な課題について、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理的課題の解決に向けてカウンセリングや情報収集、専門家による指導・助言を含めた検討等を行う心理の専門性を有した者。

## スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する人で問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働き掛けや保護者、学校、関係機関等とのネットワークの構築など、児童生徒の福祉に関する支援を行う者。

## スポットビジョンスクリーナー

まだ視力検査ができない乳幼児（生後6か月～）において機器を用いて行う視力等の検査。

## セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。

### た行

#### 地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）

#### 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条第5項）

#### 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）

#### 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）

#### 特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業。（法第29、43条）

### は行

#### プラットフォーム

共通の目的（課題解決）を達成するためにつくられる場や組織。

## 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第20条）

### 【参考】認定区分

- ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども
- ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

## 放課後児童クラブ（学童保育）

就労等により保護者が、昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後、適切な遊びと生活の場を提供することにより児童の保護及び健全育成を支援。

## 放課後等デイサービス

障がいのある就学児童に対し、授業終了後や休業日に生活能力向上のために必要な訓練や放課後や就労等により保護者が、昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後、適切な遊びと生活の場を提供することにより児童の保護及び健全育成を支援。

### や行

#### ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や介護、その他の日常生活上の家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。

#### ユニバーサルデザイン

ある特定の人だけではなく、能力や年齢、性別、国籍などの違いを超え、全ての人が暮らしがやすいまちづくりや環境づくりなどを行う考え方。

### わ行

#### ワーク・ライフ・バランス

働く全ての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方。

#### ワンストップ

各種行政手続案内、受付や交付などのサービスを1か所あるいは1回の手続きで提供すること。

## ※ 「障がい」、「障害」の表記について

本計画では、「障害」の表記について、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。

(制度、事業名等で「障がい」と表記がなされているものはそのまま表記しています。)

## ○ 「障害」と表記するもの

- ア. 法令、条例、要綱等（以下「法令等」という。）の名称で漢字表記が使用されている場合
  - イ. 法令等で定められている用語、制度、事業等の名称で漢字表記が使用されている場合
  - ウ. 団体名、機関名、施設名等の名称で漢字表記が使用されている場合
  - エ. 人や人の状態を表さない場合
  - オ. 医学用語等の専門用語として漢字表記が適当な場合



## 第3期西海市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行：西海市

編集：西海市 保健福祉部 こども家庭課

〒857-2392

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樺浦郷 2222 番地

T E L 0959-37-0011 (代表)

